

暫 定 版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

教 育 未 來 委 員 会 記 錄

日	令和7年12月1日（月）（第4回定例会）			
時	休憩 午前10時0分 開議 (午前11時58分～午後1時0分) 午後2時49分 散会 (午後1時48分～午後1時52分) (午後2時15分～午後2時21分)			
場 所	第4委員会室			
出席委員	阿 部 智	岡 崎 純 子	吉 川 英 二	渡 邊 惟 大
	青 山 雅 紀	伊 藤 隆 広	松 坂 吉 則	麻 生 紀 雄
	盛 田 真 弓	宇留間 又衛門		
欠席委員	な し			
担当書記	市 場 涼 介 板 屋 美 穂			
説明員	こども未来局			
	こども未来局長 大町 克己	こども未来部長 山口 美登里		
	幼児教育・保育部 小名木 啓一 長	こども未来部参事 秋庭 慎輔 (東部児童相談所 長事務取扱)		
	こども企画課長 高澤 賢一	こども若者支援室 石井 明宏 長		
	こども家庭支援課 宇野 貴博 長	東部児童相談所一 時保護所担当課長 石原 啓功		
	幼保支援課長 上田 昌弘	幼保運営課長 小林 崇		
	幼保指導課長 田中 智紀	総括主幹 下川 華揚子		
	幼保支援課長補佐 宮下 正広	幼保運営課長補佐 大友 美嗣		
	教育委員会			
	教育長 鶴岡 克彦	教育次長 中島 千恵		
	教育総務部長 西 公厚	学校教育部長 川名 正雄		
	生涯学習部長 大塚 晓	総務課長 山田 利雄		
	企画課長 望月 宏次	教育職員課長 川島 政美		
	教育給与課長 吉野 嘉人	学校施設課長 大久保 智之		
	学校環境改善担当 平山 晋市 課長	学事課長 小林 公人		
	教育指導課長 小石 伸一	教育支援課長 高橋 泰雄		
	保健体育課学校給食担当課長 加々美みづほ	養護教育センター 小谷 泰也 所長		
	生涯学習振興課長 志保澤 剛	総括主幹 石毛 実		
	総務課長補佐 金井 拓也	生涯学習振興課長補佐 栗山 紀行		
	財政局			
	資産経営課長 阿月 裕美子			
保健福祉局				
	障害福祉サービス 靈山 龍也			

暫定版

※確定版の会議録ではありません。今後修正される可能性がありますので、御注意ください。

	課長補佐			
都市局				
	営繕課長	中村 圭祐	建築設備課長	山尾 芳雄
審査案件				
議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管 議案第151号・令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正 予算（第1号） 議案第158号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について 議案第159号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例等の一部改正について 議案第160号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び 運営に関する基準を定める条例等の一部改正について 議案第161号・千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正 について 議案第162号・千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について 議案第163号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正について 議案第192号・指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター） 議案第193号・指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設） 議案第197号・議決事件の一部変更について（千葉市立稻毛国際中等教育学校 大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約） 議案第198号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校 （仮称）新築工事に係る工事請負契約） 議案第199号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校 （仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約） 請願第3号・千葉市の教育に関する請願 陳情第6号・千葉市内の統廃合予定・見込みの小学校跡地を対象としたトラ イアル・サウンディングの実施についての陳情 陳情第11号・小学校の校庭にバスケットボールの設置を求める件についての陳情				
協議案件	年間調査テーマ報告書の中間とりまとめについて			
その他	教職員の分限処分について（報告）			
委員長 阿部智				

午前10時0分開議

○委員長（阿部 智君） おはようございます。ただいまから教育未来委員会を開きます。

本日審査を行います案件は、進め方に記載のとおり議案13件、請願1件、陳情2件でございます。また、案件審査の前に、教職員の分限処分についての行政報告を実施いたします。案件審査終了後、年間調査テーマの中間取りまとめとして意見交換を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。なお、進め方の2ページに記載のとおり、請願3号につきましては署名人の変更がございましたので了承願います。

行政報告

○委員長（阿部 智君） それでは、行政報告に入ります。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり1番、教育委員会の行政報告資料をお開きください。教職員の分限処分につきまして、教育委員会から報告がございますのでお聞き取り願います。教育長。

○教育長 このたび、本市教諭が不同意わいせつで起訴されるという事案が発生してしまい、誠に遺憾に存じております。今後は、裁判の動向を注視しながら、事実関係を確認の上、厳正に対処してまいります。なお、この件につきましては、所管部署より御説明させていただきます。

○委員長（阿部 智君） 教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。

教職員の分限処分につきまして御説明いたします。申し訳ございません、着座にて失礼いたします。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

初めに、1、非処分者ですが、所属は特別支援学校、職名は教諭、年齢は56歳、性別は男であります。

次に、2、処分内容ですが、休職です。期間は令和7年11月22日から当該刑事事件が裁判所に継続する間となります。

次に、3、処分年月日は、令和7年11月21日です。

4、事案概要ですが、非処分者は、令和6年1月11日12時頃、非処分者が勤務する学校において、生徒の胸を服の上から触るとともに陰部を直接繰り返し触ったとして、令和6年2月9日付で告発されました。これにより、令和7年10月30日付で不同意わいせつの罪で起訴されましたため、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職処分としたものであります。

最後に、5、今後の対応ですが、今後の裁判の動向を注視しながら事実関係を確認し、厳正に対処してまいります。

説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございました。これより質疑等に入りますが、質問、答弁に当たりましては、被害者の方の個人特定につながらないよう、御発言には特に御留意をお願いいたします。

それでは、御質疑等ございましたらお願ひいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 以上で行政報告を終了いたします。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え、こども未来局入室]

議案第149号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、案件審査を行います。

初めに、議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり2番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部の山口でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の2ページをお願いいたします。

議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管について御説明いたします。

1の千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業について御説明いたします。

まず、1の補正理由でございますが、寄附を受ける株式の評価額を含み、総額50億円程度の財産を目標とする千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金に対し、公益財団法人新日育英奨学会から時価30億円相当の新日本建設株式会社の株式が譲渡されたことに併せ、本市からの積立金といたしまして、基金の1割程度のうち3億5,000万円を積み立てるものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、積立金3億5,000万円で、財源は記載のとおりでございます。

次に、3の基金の内訳でございますが、下の表の左側が寄附の受入れ状況、右側が市からの積立金の状況でございます。まず、寄附の受入れ状況ですが、現金といたしまして、金綱一男氏からの寄附金が15億円、株式といたしまして、公益財団法人親日育英奨学会から譲渡された新日本建設株式会社の株式が162万6,900株で30億円相当となり、寄附の合計で45億円相当となっております。右側に行っていただきまして、市からの積立金ですが、6月補正で積み立てました1億5,000万円に今回積み立てます3億5,000万円を合わせまして合計5億円となり、基金総額は50億円相当となっております。

こども未来部の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部、小名木でございます。よろしくお願いいいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の3ページをお願いいたします。

2の民間保育園等運営費についてでございます。

まず、1の補正理由でございますが、延べ入所児童数の増加や公定価格の単価増などによりまして、不足した所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、民間保育園等への運営費といたしまして、19億966万1,000円の補正をお願いするものでございまして、財源及び内訳は記載のとおりでございます。

次に、3の補正金額の内訳でございますが、令和7年度当初予算編成時に見込んでおりました年間延べ入所児童数からの7,981人増加による影響額が10億4,000万円、1歳児配置改善加算の新設による加算額の増額等による影響額が8億6,000万円でございます。

こども未来局からの議案第149号に係る説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） 教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。申し訳ございません、着座にて説明させていただきます。

議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管、学校施設の各種改修等について、お手元に配付しております教育委員会の議案説明資料により御説明いたします。

議案説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、1、給水設備改修及び消火設備改修に係る債務負担行為の設定につきまして、ア、補正理由ですけれども、給水設備改修及び消火設備改修につきましては、夏休み期間中に集中して実施する必要があるため、今年度中に前倒しで契約できるよう債務負担行為を設定するものであります。

補正内容ですが、限度額は2億5,000万円、内容等は記載のとおりでございます。

続きまして、2、エレベーター設置に係る債務負担行為の設定についてですが、アの補正理由につきまして、エレベーター設置に係る実施設計、土質調査業務につきましては、施工時期の平準化を図り、入札不調リスクを抑制するため、今年度中に前倒しで契約できるよう債務負担行為を設定するものであります。

イの補正内容ですが、限度額は5,200万円、内容等は記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

3、学校施設の環境整備に係る債務負担行為の設定につきまして、ア、補正理由ですが、学校施設の環境整備に係る実施設計につきましては、施工時期の平準化を図り、入札不調リスクを抑制するため、今年度中に前倒しで契約できるよう債務負担行為を設定するものであります。

補正内容ですが、限度額は合計で4,700万円、内容等は記載のとおりでございます。

教育総務部の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部、大塚でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明をさせていただきます。

議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管、生涯学習センター施設管理運営につきまして御説明いたします。

教育委員会の議案説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、1、補正理由ですが、千葉市生涯学習センターの令和8年度以降の指定管理者指定に伴い、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため、平成22年12月の総務省通知に基づきまして債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2の補正内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、千葉市生涯学習センターの指定管理者の指定につきましては、公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者としており、後ほど一般議案で説明させていただきます。

次に、公民館施設管理運営について御説明いたします。

恐れ入ります、議案説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、1、補正理由ですが、千葉市花園公民館ほか46施設の令和8年度以降の指定管理者指定に伴い、指定管理者の指定期間が複数年度にわたり、かつ指定管理者に対しての委託料の支払いが確実に見込まれるため、平成22年12月の総務省通知に基づきまして債務負担行為を設定するものでございます。

次に、2の補正内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、千葉市花園公民館ほか46施設の指定管理者の指定につきましては、公益財団法人千葉市教育振興財団を指定管理予定候補者としており、後ほど一般議案で御説明させていただきます。

教育委員会の補正予算の説明につきましては、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございました。

これより質疑に入りますが、まずは質疑のみを行っていただき、質疑を行う委員の発言が全て終了した後、おおむね3分以内で賛否表明、意見要望に関する発言をお願いいたします。なお、本日は、案件が多いため、簡潔明瞭な御質疑、御答弁に御協力願います。

それでは、御質疑等がございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答でよろしくお願ひします。

まず、こども未来局です。議案説明資料2ページになります。育英基金の分です。

ここに、本市からの積立金として基金の1割程度のうち3億5,000万円を積み立てるものであると記載しておりますけれども、基金については通常このような対応をされるのか、もしくは目標金額が50億円と設定して、足りない分を積み立てるのか、教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

寄附者の意向によりまして、共同で総額50億円程度の財産を目標とする基金を創設したものでございまして、そのうち1割の5億円を市から積み立てることとしております。金綱一男氏からの15億円の寄附を受けまして、6月に1億5,000万円の積立を行ったため、今回残額となります3億5,000万円を積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

次に、積立金事業としての手続は終了して、今後具体的な用途別に予算化すると思うのですが、今後のスケジュールについて教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

今回3億5,000万円の基金を積立てることにより、株式の評価額を含め、目標額の50億円相当となります。本基金は、困難な子供や若者への支援及び子供や若者の可能性を広げるための支援に活用するものとしておりまして、具体的な事業につきましては今後検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。この件で引き続きなのですが、前回出ている基金の具体的な内容から、活用方法について進展があれば、また市民の声を聞く予定があるのかどうか教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

具体的な活用方法につきましては、予算編成過程の中で検討をしてまいります。また、市民等からの直接意見を聞く場につきましては、設けることは考えておりませんが、基金を活用する事業につきましては間接的にではありますが、市民等からの意見や要望を踏まえているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

次に、議案説明3ページです。民間保育に行きます。3番に記載の延べ入所児童数の増加の要因について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

全国的に少子化の傾向にある中におきまして、本市におきましても就学前の児童数は減っている状況でございますけれども、保育施設の利用を希望する御家庭の割合が増えているため、保育施設への入所児童数が増加しているものでございます。共働き家庭が増えているのが要因であると考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

あと、その下、②で1歳児配置改善加算新設導入の背景と効果について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

まず、導入の背景でございますけれども、国が令和5年12月に策定いたしましたこども未来戦略におきまして、加速化プラン中に1歳児の保育士配置基準を現行の6対1から5対1に配置改善を進めることができます。この改善に向けた取組として、児童5人に対して1人の保育士を配置しており、かつ保育士の待遇改善、ICTの活用等を進めていることを要件といたしまして新設された加算制度となります。

続きまして、効果でございますけれども、当該加算制度の導入の効果といたしましては、加

算制度を創設することで、5対1での配置を行っている施設を支援するとともに、各施設の配置状況を見据えながら将来的には配置基準そのものの改善を目指していくための取組と認識いたしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

次、教育委員会の生涯学習部です。議案説明資料7ページに移ります。これが今回最後です。限度額の算出方法と上昇率について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

限度額につきましては、人件費の上昇率を加味するとともに、光熱水費や各種施設管理経費について物価変動を踏まえた必要な経費を見込んでおります。また、上昇率につきましては、現指定管理期間が3年間、次期指定管理期間が5年間のため、1年当たりの平均額で比較いたしますと、約6.3%の上昇となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でよろしくお願ひします。

最初に、こども未来局の補正について伺います。

金綱一男こども若者育英基金についてですが、50億円の基金額ですけれども、どの程度まで子供若者の事業として使うのが可能と考えているか、伺います。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

本基金は、総額50億円程度の財産を原資といたしまして、基本的にはその原資を取り崩すことなく、そこから生ずる収益金を財源に充てまして事業に活用するとしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 事業内容ですけれども、先ほどこれもというお話をありました。事業の内容についてはどこで検討するのか、それから、いつまでに結論を得て活用を進めるのでしょうか。繰り返しですけれども、お願いします。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

本基金の適切な運営を確保するため、関係する部局で構成される基金運営委員会を設けておりまして、活用事業についてもそこで検討しておりますが、予算の編成過程で案が決定され、今後の予算議案の可決をもって決定することとなります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 先ほど吉川委員からもありましたけれども、直接市民の意見を聴くこ

とについて設けないということですが、こども若者育英基金と名称が出ていますので、若い人たちを、ぜひ検討の場に当事者を参加させるべきではないかと思いますが、お願いします。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

当事者に直接意見を聴くことは考えておりませんが、基金を活用する事業につきましては、間接的にではございますが、子供や若者等からの意見、要望を踏まえているものと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、民間保育園等運営費について伺います。延べ入所児童数が7,981人ということで、増えたことによって今回予算が組まれたのは分かりました。予想外に増えたという受止めなのでしょうか。多分最初にこれぐらいと予算で編成されていたと思いますが、今回増えたのは予想外であったか、伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

予算編成に当たりましての児童数の推計におきましては、過剰な予算額とならないように留意していますので、結果的に想定を上回る児童数となってしまいました。今後も、過剰とはならない範囲で実態と大きな乖離が生じないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） あと、入所児童数の増加による影響額が10億4,000万円で、結構大きな額だと思っています。10億4,000万円の主な内訳について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

施設類型ごとの内訳で申し上げますと、民間保育園が約4億5,000万円、認定こども園が約5億4,000万円、小規模保育事業が約5,000万円となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。

あと、1歳児配置改善加算増額が8億6,000万円となっています。この内容について、主に人件費と考えていいですか。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

資料に記載の1歳児配置改善加算の増額等による影響額につきましては、1歳児配置改善加算のほかに処遇改善加算等の増額分を積み上げたものとなっておりますけれども、基本的には御認識のとおり人件費に係る経費となります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 民間保育園で、千葉市全体では保育人員は何人増えたのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

非常勤の保育士等も含めた市内勤務の全保育士数は把握しておりませんが、本市の給与改善事業、いわゆる千葉市手当の支給対象となっている保育士数で申し上げますと、過年度実績における月平均保育士数につきましては、令和5年度が約3,390人、令和6年度が約3,580人で190人程度の増となります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公立保育所の職員の処遇も同じように改善されているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 幼保運営課長。

○幼保運営課長 幼保運営課でございます。

公立保育所勤務の職員につきましては、本市の行政職給料表に基づきまして、人事委員会勧告を踏まえて適切に対応しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、教育委員会の学校施設の各種改修について伺います。

給水設備改修及び消火設備改修についてですけれども、今回、みつわ台中と椿森中で給水設備改修が行われる理由と、既に何か不具合があるのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 みつわ台中学校につきましては、本校舎の給水管が老朽化しているほか、プール系統の給水配管で漏水が発生しているため更新を行います。また、椿森中学校につきましては、本校舎にある複数の給水ポンプのうち、腐食により漏水が発生しているものがあります。さらに、配管が腐食して変形している箇所もあるため、既存のポンプや配管と併せて更新する予定しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 消火設備改修の内容についてはどうでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

消火設備改修は、校舎や屋内運動場に設置されております消火ポンプ、消火管、消火用給水管などの消火設備を更新する工事となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、エレベーター設置について伺います。

エレベーター設置は、実施設計と土質調査の実地設計を令和8年度に、その後2年をかけて、工事の完成が令和10年度と、3年間を要する事業と理解しております。エレベーターが必要になる予想はどのように行っているのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

エレベーターの設置に当たりましては、今後の入学予定に関する調査を近隣の保育所などから情報収集しております。入学の3年前までに把握するよう努めております。なお、調査後に転入してくる場合や、入学後に症状が進んだケースもございますので、階段昇降に困難を伴う児童生徒の在学状況につきましては毎年確認しています。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今回のエレベーター設置が完了すると、市内の小中学校には何基のエレベーターが設置されるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

今回のエレベーター4基は、入学予定や在籍状況を今年度調査した学校であります。来年度に設計、令和9年度に設置、令和10年度に供用開始する予定でございます。計画どおりに設置が進んだ場合には、令和9年度末には市立学校119校で設置が完了しまして、設置率は72%となる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 市内の小中学校72%は結構設置が進んできていると思うのですが、一番早くエレベーターが設置された学校はどこで、設置から何年たつのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

平成3年度に改築しました養護学校への設置が最初でございます。設置から34年が経過しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） メンテナンスなどは適切に行われているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

保守点検につきましては、専門業者が建築基準法に基づいて定期点検などを実施しております。点検の結果、不具合が確認された場合には、速やかに修繕を行うこととしております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 一問一答で、1点だけ確認させていただきたいと思います。

こども未来局の千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金積立金事業費ですけれども、前回これに関連する議案が出た際にも御指摘させていただきましたが、譲渡されているので株主が千葉市になると思うのですけれども、この辺がどのように表記されてくるかによっては、影響力も多少はあるのではないかでしょうかということで、千葉市と出るのか、その辺は工夫していただけたらどうかとお話ししさせていただきましたけれども、結果的にはどのような形での

表記で市場に出てくるのか、少し教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

株主の名義ですけれども、千葉市ではなくて基金の名称とさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 以上です。

○委員長（阿部 智君） それでは、渡邊委員、お願ひいたします。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。これについては、ほかの方がある程度聞いてくださっているのでおおむね理解いたしました。

1点、教育委員会の学校施設の各種改修等についてですけれども、こちらは債務負担行為の設定によってどのような効果、実際に入札不調は防げているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

債務負担行為の設定によりまして早期発注を行いまして、停電を伴う改修工事になりますので、夏休み期間中に停電を伴う工事を行います。それによって債務負担行為を設定して早期に発注して入札不調をできるだけ防ぐ、工事の遅れを防ぐということでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。いつも入札不調は問題になっているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

過去に、平成26年に、実際入札不調があつて工事が遅れて、夏休み以降に工事を行って断水した事例がございます。そういうことを防ぐために債務負担行為を設定して早期に発注をかけております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況が分かりました。ありがとうございます。

エレベーター設置についてなのですけれども、こちらは既に建設されてかなり時間がたつた学校に設置されるのですけれども、やはりエレベーターの設置場所には制限があつて、本当は動線上便利な場所に設置できない可能性はあるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

なかなか校舎の中にエレベーターを設置するのが難しくて、エレベーターを設置するときは校舎の外側に増築する形になります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。その際に、実際に使いにくい場合には、どの

ような工夫をされているのですか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

設置する際には、エレベーターを利用する児童生徒ができるだけ使いやすい形で設置するよう努めております。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 一問一答です。

新日本の30億円は、現在1株幾らぐらいしているのですか。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

11月28日時点での終値になりますけれども、1,967円でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） やはり2,000円前後ですね。12月の配当金があるでしょう。幾らぐらいになりますか。100円ぐらいですか。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

2025年9月30日を基準といたします1株当たりの配当金になりますけれども、30円でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 万が一その会社が潰れてしまったら、これはどうするのか。万が一潰れてしまったら、これはなしにしてしまうのか。千葉市がそれを補填するのか。

○委員長（阿部 智君） こども企画課長。

○こども企画課長 こども企画課でございます。

会社法になりますけれども、株主の責任は、その有する株式の引受け価格を限度とするという規定がございまして、株主の負債を返済する義務はございません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 今は売却すればいいのだけれども、個人のあれですから、幾らいい会社だといっても万が一がありますから、よく気をつけたほうがいいと思います。せっかくくれたのですから、基金を守って、少なくともいいから、株はなくても現金が10億円あるのですから、それをやはりうまく運用して、お願いたします。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかに御質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 質疑がないようですので、賛否表明、意見要望に移ります。

議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら、御発言願います。吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございました。質問も理解しました。おおむね会派として賛成いたします。

1点だけ要望ですけれども、今後、こども誰でも通園制度が本格導入に当たりますので、引き続き保育の質の向上に努めていただくよう要望します。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 千葉市新日本建設・金綱一男こども若者育英基金についてですけれども、今のところ当事者の参加は考えていないとのことでした。意見要望を踏まえていると言っていますけれども、これから内容について検討すると思うのですが、ぜひ当事者の意見は聴く場を持っていただきたいと思いますし、使われるものについては多分希望が多いものだと思いますので、適切に使えるように配慮していただければと思います。

それから、民間保育園の運営費ですけれども、過剰な予算額とならないように、確かに予算を立てるときにはそうかと思いますが、不測の事態というか、予算を取っていてもなかなか人員が配置できない場合が起り得ると思うのです。このような場合にはやはり予算をきちんと取っておく必要があるので、人員が足りなくなつて保育が欠けないようにしていただかなければならぬと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

それから、教育委員会の学校設備改修ですけれども、エレベーターの設置率は72%で大分進んできて、一番古いのが34年経過している養護学校の事例を挙げていただきました。メンテナンスは適切に行われていますが、今後はやはり必要な施設で動かなくなつてしまふと不具合が生じますので、多分こちらも施設の整備では今後考えていかざるを得ないと思いますので、経過しているのを踏まえて計画的にしていただきたいと思います。

それから、質問はしなかったのですが、学校施設の環境整備については授業を行っている途中に行われる工事だと思います。施工時間や資材の搬入の時間など、子供たちの授業が行われている最中に行われると思いますので、ぜひ配慮していただければと思います。

意見として申し上げます。議案については反対をするものではありません。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第149号・令和7年度千葉市一般会計補正予算（第3号）中所管についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会退室、こども未来局説明員入替え]

議案第151号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第151号・令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり2番、こども未来局の議案説明資料をお開きください。

それでは、当局の御説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部、山口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の4ページをお願いいたします。

議案第151号・令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、1の補正理由でございますが、近年の物価高の上昇等によりまして、独り親家庭の経済状況も影響を受け、当初見込みより母子福祉資金貸付金の執行額が増加しておりますため、不足する所要の経費を補正予算として計上するものでございます。

次に、2の補正予算額でございますが、歳出として、就学資金等の母子福祉資金貸付金が1,800万円、歳入といたしまして、母子福祉資金繰越金が1,800万円でございます。

次に、3の補正内容でございますが、貸付件数の増加によるもので、当初予算で見込んだ年間貸付件数から決算見込みで36件増加したものでございます。

議案第151号についての説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、質疑等ございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1問だけいいですか。お願いします。返還状況について一点だけ教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

返還状況につきまして、修学資金につきましては、学校を卒業し、就職した後に変換いただくものですが、貸付金の徴収率は、現年度についておおむね90%程度の返還をいただいております。学校を卒業できなかったり、諸事情により返還が困難な方につきましては、生活の安定を確保した上で、可能な範囲で分割納付等で応じていただいております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

貸付事業の仕組みについて伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

貸付けの仕組みにつきましては、各区におります母子・父子自立支援員に相談して、必要書類とともに申込みをして、貸付け審査会で貸付けの決定後に入金となります。返済につきましては、各資金の据置期間後に返済開始となります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 貸付けの仕組みですけれども、今御説明いただきましたが、どれぐら

いのスパンで貸付けは始まるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

大体、申込みを頂いてから2か月以内ぐらいで貸付けの開始になります。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 母子福祉資金貸付け件数について、内訳を伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

令和7年度10月末時点での数字ですが、母子福祉資金の貸付けは全部で290件ございます。内訳としましては、修学資金が248件、就学の支度資金が25件、技能取得資金が5件、修業資金が4件、生活資金が5件となっております。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 貸付け対象者の条件について伺います。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

貸付けの条件につきましては、母子家庭の母子及び父子家庭の父子、並びに寡婦及び寡婦の被扶養者が対象となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 独り親家庭といった場合に、国籍によって貸付けの対象から除外されているのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

住民登録をされていれば、国籍による除外はございません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望等がございましたら御発言願います。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 申込みをしてからおよそ2か月ということで、それぐらいはかかるのかと思います。必要となる時期は大体分かっていると思うので、手続をされたら迅速に行えることが必要だと思います。それから、内訳がやはり修学資金の件数が非常に多いので、高等教育を受ける場合の大事な貸付けの資金だと思いますので、もれなくやっていただくのと、それから、住民登録をされていればということですので、そういう対象から外れないように、希望された方がしっかりと対象として貸付けされるようにという意見を申し上げたいと思います。

以上です。賛成です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第151号・令和7年度千葉市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第151号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔こども未来局説明員入替え〕

議案第158号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第158号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。こども未来部長。

○こども未来部長 こども未来部、山口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第158号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨でございます。国が定める基準の一部改正を踏まえまして、乳児院等の長や児童指導員等の職員について、その任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を加えることとするほか、所要の改正を行うものでございます。対象となります施設の長や職員は下の米印に記載のとおりでございます。

次に、2の改正内容でございますが、まず、（1）の千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてでございます。アの乳児院等の長及び児童指導員等の任用要件へのこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者の追加につきましては、令和4年の児童福祉法の一部改正により、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上を図るため、こども家庭福祉の専門職としてこども家庭ソーシャルワーカーが新設され、児童福祉司の任用要件として追加されました。これを受けまして、国の基準府令の一部が改正され、職員等の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されましたため、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、イの児童自立支援専門員等の任用要件の見直しにつきましては、児童自立支援施設に配置される児童自立支援専門員及び児童生活支援員につきまして、基準府令の一部が改正され、それらの任用要件に精神保健福祉士の資格を有する者が追加されましたため、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、ウの乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときに当該健康診断全部または一部を行わないことができるとしての改正につきましては、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、各保育所等における子供

の健康管理の円滑な実施に資するよう、基準府令の改正が行われましたため、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、エにつきましては、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、（2）の千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてでございます。アの一時保護施設児童指導員の任用要件への、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者の追加につきましては、先ほどの（1）アと同様でございますが、基準府令の一部が改正され、一時保護施設の児童指導員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者が追加されましたため、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。

次に、イにつきましては、その他所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、任用要件の追加に係るものは令和8年3月1日、その他につきましては公布の日でございます。

議案第158号についての説明は、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、質疑等ございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答でお願いします。よろしくお願ひします。

乳幼児院等の長及び児童指導員等の職員について、その任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加するとあるのですけれども、そもそも、今回の趣旨、背景と、期待される効果について教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

子供と家庭を取り巻く環境が非常に複雑化をしておりまして、子供や家庭に関わる実務者の専門性の向上を図るために、児童福祉法の一部改正によりこども家庭ソーシャルワーカーの資格が新設されました。これに伴いまして国の基準が改正されて、乳児院の長等の職員についてその任用要件に追加されました。

期待する効果としましては、子供や家庭に関する専門的なカリキュラムを修了した者の配置によりまして、より適切な支援につなげられると考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。この資格取得にかかる時間と費用について教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

必ず受講しなければならない指定の研修として100.5時間が必要となります。そのほかに、所持している資格や経験によって追加の研修やソーシャルワーク研修がありまして、指定研修と合わせまして、最大の方で265.5時間の受講が必要となります。費用につきましては所持している資格や研修期間等によって異なっております。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。資格取得に向けた支援策があれば教えてくだ

さい。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

市内の児童福祉施設の職員に対しましては、今年度より受講の費用、それから交通費、あと代替の職員の費用に係る補助制度を設けております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 最後です。現在、本市の資格取得者、資格を取得している人数と、目標人数について教えてください。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

本市内の施設等において資格を取得している職員は1名でございます。具体的な目標人数を定めるものではございませんが、相談支援などの質の向上を図るために補助制度により資格取得を促進しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

こども家庭ソーシャルワーカーはあまり聞かなかつたのですけれども、これそのものについて伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

こども家庭ソーシャルワーカーとは、子供家庭福祉の実務経験者の専門性の向上を目的としまして、児童福祉法の改正により新たに創設された認定の資格でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 千葉市において、今回対象となる乳児院等の長、それから児童指導員等及び一時保護施設の児童指導員となっていますけれども、この人数はおよそ何人ぐらいいるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

乳児院等の長につきましては5名、それから児童指導員等は約100名、それから一時保護所の児童指導員は10人でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 先ほど、資格を有するときの研修内容や研修時間、費用についてお話をあったので割愛しますが、資格取得の費用と支援策についておっしゃいました個人負担は全くないと考えていいのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

先ほど申しましたが、市内の児童福祉施設の職員の研修事項に対しては、旅費と研修受講料と大体職員の雇いあげの助成を行っておりますので、助成の制度を活用いただけましたら個人負担についてはほぼ不要となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員、お願いいいたします。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。1問なのですけれども、改正内容のイの児童自立支援専門員に精神保健福祉士の資格を有する者が追加されたのですが、これによって人材確保がしやすくなるなどの変化はあるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課でございます。

こちらで言っております児童自立支援施設につきましては、実は千葉市内だと千葉県のやっている生実学校のみが該当になります。県で採用等をやっておりますので、千葉市では特段の変化はありません。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、ほかに御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） 御発言がなければ、質疑を終了いたしまして、次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら発言をお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 専門性、こども家庭ソーシャルワーカーの資格が新設された背景があるはずで、議案質疑で特にこの資格を取ったから待遇が改善されるのは今のところはないというお返事だったのと、それから、今実際にこの資格を取られている方は千葉市内に1人だけなので、新しくできたものなので、今後広まっていくのは必要だと思いますし、虐待や多様な家庭があるのを含めれば、本来だったら全ての職員にこの研修に臨んでいただきたいと思います。ただ、指定研修と合わせて最大で265.5時間と、相当研修を受けるに当たって、受けていただく方が働いている間のほかの人材を、例えば、現場に運ばなければいけないなど、難しい局面も出てくると思います。

ただ、国が出したこども家庭ソーシャルワーカーの資格を取る目標の数もまだ出されていないので、個人の努力だけでは、個人負担はないそうですが、保障がないとこの資格は広まっていかないと思いますので、ぜひ、必要とされるもので条例の一部改正が行われた趣旨を酌めば、必要な資格を広げていくような支援策は必要かと、資格を取るための体制整備も含めて考えていただくのが必要だと思います。意見ですが、反対をするものではありません。

○委員長（阿部 智君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第158号・千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び千葉市一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第158号は原案のとおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[こども未来局説明員入替え]

議案第159号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第159号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 幼児教育・保育部、小名木でございます。改めましてよろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

議案第159号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針におきまして、各保育所等における子供の健康管理の円滑な実施に資するよう国の基準等の改正が行われましたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正する条例といたしましては、（1）から（3）までの3つの条例でございます。

次に、3の改正対象事業所等といたしましては、家庭的保育事業、小規模保育事業のほか記載の事業等となっております。

次に、4の改正内容でございますが、母子保健法に規定する1歳6か月児、3歳児健康診査等の内容が今回対象となる本市の条例等に基づき家庭的保育事業所等が行う健康診断の全部、または一部に相当すると認められ、かつ管理者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部または一部を行わないと規定するものでございます。

最後に、5の施行期日は公布の日でございます。

議案第159号についての説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、質疑等ございましたらお願ひします。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 一つ聞きたいです。令和6年の地方からの提案等に関する対応方針は、どのような趣旨の提案に対するものだったのでしょうか。また、改正内容を踏まえた本市の対応はどうであったか、教えてください。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

保育所等における児童の健康診断につきましては学校保健法を準用することとされておりますが、その検査項目が幼稚園入園以降の3歳以上児の児童生徒を主な対象として想定されているものであるため、乳幼児及び低年齢児の実情に合っていなかったこと、また、母子保健法上

の1歳6か月、3歳児の健康診査と検査内容や時期について重複があったことから、保育所等における児童の健康診断の実施頻度や内容の明確化等を国に対して求めたものでございます。

本市におきましては、保育所等における健康診断の実施は各保育所等の嘱託医による児童の健康状態や発達段階の継続的な把握に関わるため、従前のとおり保育所等で年2回の健康診断の受診機会を設けるのを基本としつつ、今後の運用について嘱託医等の意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） ありがとうございました。要望はあとで申し上げます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

条例改正の対象となる事業所を幾つか述べられていますが、保育事業の規模や体制について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

条例の改正の対象となります保育事業につきましては、令和7年4月時点で家庭的保育事業が7か所、小規模保育事業が57か所、事業所内保育事業が19か所、居宅訪問型保育事業が2か所、合計85か所となってございます。なお、障害児関係の事業、施設につきましては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において児童発達支援の事業を行うものが6か所、指定保育型・指定福祉型障害児入所施設が1か所、指定医療型障害児入所施設が2か所の合計9か所となってございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 子供の健康管理の円滑な実施に資するとあるのですけれども、条例改正の背景と目的について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

健康診断の回数の軽減については、従前の母子健康法に基づく1歳6か月児、3歳児健康診査と保育所等で実施している年2回の健康診断について、検査内容に重複がある等の課題に関して地方からの提案を受けて国で重複があれば軽減できるよう見直しを行い、今回の改正に至ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 家庭的保育事業所等からの意見や、利用している保護者等からの声が聞かれているでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

本市においては特段御意見は頂いておりませんが、保育現場で実施する健康診断に欠席した児童に対する再度検診や保護者による受診の負担が軽減されることが想定されております。な

お、今後の運用については、嘱託医等の意見を聞きながら検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がありましたら御発言願います。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 保育所等で健康診断や子供の発達を継続的に把握する重要な役割を持っておりまして、嘱託医の意見を踏まえつつ、よりよい運用をするよう、引き続き検討を進めていただきたいと思います。賛成でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございますか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 条例の改正の対象となる事業所が結構多いです。保育事業は85か所、障害児関係は合計9か所で、年2回の健康診断と1歳6か月児、3歳児検診で、発達の事情を見定めるのに大事な検診であるのですけれども、その重複を避ける意味では、保護者による受診の負担が減るのであれば、特に反対をするものではありません。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第159号・千葉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第159号は議案どおり可決されました。

議案第160号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第160号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。幼児教育・保育部長。

○幼児教育・保育部長 議案第160号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明させていただきます。

こども未来局議案説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の改正の趣旨でございますが、児童福祉法等の一部改正に伴いまして、国の基準等が改正されましたことから、本市の基準を定める条例等につきまして国の基準に合わせました所要の改正を行いますほか、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針を受けまして国の基準が改正されたことに合わせまして、本市の認定こども園の認定の要件を定める条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正する条例といたしましては、（1）から（3）までの3つの条例でございます。

次に、3の改正内容でございますが、こちらは3点ございまして、まず（1）でございますが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に、園児に対する虐待となる行為の定義が規定されましたことから、虐待等の禁止に係る規定につきまして同法を引用する規定に改めるものでございます。対象といたしましては、認定こども園のほか特定教育・保育施設でございます。

次のページをお願いいたします。

次に、（2）につきましては、先ほどの議案第159号におきます改正内容と同趣旨の内容でございますため、恐れ入りますが、説明は割愛させていただきます。対象といたしましては認定こども園でございますが、幼保連携型認定こども園につきましては、国通知に基づきまして同様の対応としております。参考部分につきましても、さきの議案と同内容のため、恐れ入りますが、説明は割愛させていただきます。

（3）といたしましては、その他所要の規定の整備を行うものでございまして、国の法律改正に伴うものとなっております。

最後に、4の施行期日でございますが、ただし書の部分につきましては令和8年4月1日からの施行とし、その他は全て公布の日でございます。

議案第160号についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等ございましたらお願いいいたします。盛田委員。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

今回条例改正の対象となる千葉市の認定こども園がそれぞれ何箇所か、それから、また特定教育・保育施設は何箇所か、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

条例改正の対象となる認定こども園につきましては、令和7年4月時点で幼保連携型認定こども園が15園、幼稚園型認定こども園が37園、保育所型認定こども園が3園、地方裁量型認定こども園が1園、合計56園となってございます。また、特定教育・保育施設につきましては、保育所が231か所、施設型給付の支給を受ける私立幼稚園が8か所、認定こども園が56園、こちらは先ほど述べました56園と重複いたします。こちらの295が合計となってございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 園児に対する虐待となる行為の定義が規定された背景について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保支援課長。

○幼保支援課長 幼保支援課でございます。

これまで就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法と呼ばれますけれども、こちらにおきましては、職員による園児に対する虐待の定義は児童福祉法を準用する形で規定しておりましたけれども、本年10月1日に施行されました認定こども園法の改正におきまして、認定こども園法そのものに虐待に関する定義規定が設けられたものでございます。なお、こちらの規定の中では、いわゆる身体的虐待、性的虐待、

ネグレクト及び心理的虐待と、児童福祉法と同等の4類型を虐待と定義しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 虐待や不適切保育等、千葉市ではここ数年で問題になった事例があるのか、あれば何件か、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

国において虐待防止のガイドラインが策定されました令和5年度以降で申し上げますと、不適切保育の事例については、令和5年度が11件、令和6年度が17件、令和7年度が9月末時点の実績で6件でございます。また、この間虐待に該当する事例はございません。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 不適切保育などにどう対応したのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

虐待等に関する通報があった場合、施設へ連絡し、施設長や当事者、ほかの職員への聞き取り等の事実確認を行っております。不適切な保育の事実が認められた場合は、発生要因や改善策などについて職員全員での話し合いを行うことや、組織として取り組む改善策を市に報告するとともに保護者に説明するよう指導しております。また、その後も改善策が実施され、適切な保育が実施されているかなどを確認するため、定期的に巡回指導員が訪問して助言指導を行っております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 千葉市の行う虐待等の未然防止の具体的な対処について伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

職員一人一人が子供の権利、人格を尊重し、保育所施設において虐待や不適切な保育を未然に防止するための研修の実施や、巡回指導員が定期的に施設を訪問しまして、保育の内容、安全管理、施設の環境や職員の育成等について助言指導を行い、適切な施設運営と保育が行われるよう支援しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 虐待や不適切保育の背景に、保育士不足と過酷な労働環境があると思うか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 幼保指導課長。

○幼保指導課長 幼保指導課でございます。

全国的に保育士の確保が難しい状況ではございますが、実際の保育に際しては保育士の配置数に対して基準の範囲内で児童をお預かりしております。本市における不適切な保育の事例を見てみると、子供の人権尊重に対する認識が十分でないものが大半で、必ずしも保育士不足

や過酷な労働環境により発生しているものではございません。このため、引き続き虐待や不適切な保育を未然に防ぐ取組を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら御発言願います。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 今回、保育の現場での虐待防止となっています。対象になるのがそこで働く職員の皆さんのが適切な保育を行わなければならない、子供たちに対しての問題ですので、条例が改正された背景には非常に深刻なことがあるのだと思います。千葉市において虐待はないというお答えだったので、それは不適切保育についても同じように考えられると思います。どうやって未然に防止するのか、100%ではないにしても、やはり保育士、保育に当たる方たちへの研修も含めて人権尊重に尽きるのだと思います。

ただ、保育士の確保が難しい状況にあると先ほど答弁の中でありましたので、余裕がないとやはり保育士の皆さん、意欲に燃えて就職しているけれども、実際の現場で大変な中では余裕がなくて少なからず思っていなかつたことをする場合もあると。ですから、保育士不足や過酷な労働環境が直接影響するわけではないのは少し違うのではないかと、現場の声もぜひ聴いていただきたいです。

また、保育士の皆さんのが継続して保育に当たれるような機関も設けているわけで、その意味で言えば総合的にぜひ見ていただきて、今回このような条例が改正されたのを受けて、何より子供たちの人権を守っていただくように徹していただきたいと思います。賛成いたします。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） なければ採決いたします。

お諮りいたします。議案第160号・千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第160号は原案どおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[こども未来局退室、教育委員会入室]

議案第163号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第163号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正についてを議題といたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり3番、教育委員会の議案説明資料をお開きください。それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

議案第163号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正について御説明いたします。議案書は74ページですが、議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の21ページをお願ひいたします。

まず、1、改正の趣旨及び2、改正の概要でございますが、千葉市轟公民館の空調改修工事を実施するに当たり、6か月以上の休止を伴うことから、千葉市公民館設置管理条例にその旨を追加するものでございます。

次に、3、施行期日ですが、令和8年2月1日となります。

生涯学習部の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等ございましたらお願いします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答で、2つだけです。

そもそも休止の場合は条例改正が必要なのかどうか、教えてください。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

一定期間施設を休止する場合に条例改正が必要となり、本市においてはその期間を6か月を超える場合としております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

最後に、当分の間休止することを追加するとあるのですが、おおよその期間だけでも記載しないのか、教えてください。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

工事の進捗状況によりまして、休止期間が前後することが想定されます。よって、条例上は当面の間と記載いたします。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いいたします。

今回轟公民館を休止するので、休止する轟公民館から近い公民館はどこになるのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

都賀公民館、黒砂公民館、小中台公民館、千草台公民館となります。また、今回は中央区の椿森公民館、若葉区の白井公民館、若松公民館、花見川区の幕張公民館でも代替施設として利用手続がなされております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 中核公民館が利用の受付などをしてお答えいただいたと思いますが、どのように行うのか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

休止を伴う代替利用につきましては、中核公民館である小中台公民館と轟公民館が協力しまして、定期利用団体などに利用可能な公民館の情報を提供しております。具体的な利用手続につきましては、代替先の公民館で行っていただいている、手続は円滑に進んでおります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 休止期間中、6か月程度だと思いますが、轟公民館のスタッフの職場の配置はどうなりますか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

休止期間中、公民館職員につきましては、一時的には轟公民館内で事務を行うことはございますが、基本的には稻毛区内の他館で勤務します。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら御発言願います。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 轟公民館から近い公民館ですが、今回は幕張公民館や若葉区の白井公民館、若松公民館で、結構遠くまで範囲を広げているのは空きがないからだと思うのです。もちろん轟公民館を常時使われていた方にとってみれば、使える場所が増えるのは必要だと思いますが、公民館でなくてもどこか集まれる場所を別途で考えていただくのは必要ではないかと思っています。遠くなってしまうと、結局そこへ行くまでの手段や、開催をしにくいのは当然考えられるので、休館をしている間の配慮として何か代替施設、公民館以外でも使えるところは考えていただくのは必要だと思います。

47館、中学校区に公民館があるのは、やはり有利な、利用者にとってみれば利便性があるものだと思いますので、休止するのは仕方がないとしても、代替の施設をしっかりと手配していただくのは必要だと思いますので、意見として申し上げたいと思います。反対はいたしません。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。議案第163号・千葉市公民館設置管理条例の一部改正についてを原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第163号は原案のとおり可決されました。

議案第192号、第193号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第192号・千葉市生涯学習センター指定管理者の指定及び議案第193号・千葉市花園公民館ほか46施設に係る指定管理者の指定の2議案につきましては、関連がありますことから一括議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。生涯学習部長。

○生涯学習部長 生涯学習部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第192号・指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）について御説明いたします。

議案書は116ページですが、議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の23ページをお願いいたします。

本議案は、千葉市生涯学習センターの指定管理者に公益財団法人千葉市教育振興財団を指定しようとするもので、1、施設の名称及び所在地、2、指定管理者の名称等につきましては記載のとおりでございます。

次に、3、指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、4、選定経過につきましては記載のとおりでございます。

次に、5、選定方法及び選定の理由ですが、まず、（1）といたしまして、非公募とした理由につきましては、本施設が提供する講座は一部を除き無料であり収益性が見込めない、また、地域の課題に自ら取り組むことができる人材の育成を目的とし、高度の専門性及びボランティアや各種団体等との豊富なネットワークが必要であるなどから非公募としております。

（2）の選定理由につきましては、選定評価委員会におきまして申請内容を千葉市生涯学習センター管理運営の基準で示している水準に照らし審査をしました結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は千葉市生涯学習センターの管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたためでございます。

24ページをお願いいたします。

次に、6、指定管理者選定評価委員会の答申の概要、審査結果、7、教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成及び8、指定管理者の概要につきましては記載のとおりでございます。

次に、議案第193号・指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設）について御説明いたします。

議案書は117ページですが、議案説明資料で御説明させていただきます。

議案説明資料の31ページをお願いいたします。

本議案は、千葉市花園公民館ほか46施設の指定管理者に公益財団法人千葉市教育振興財団を指定しようとするものでございます。

議案説明資料の32ページをお願いいたします。

1、施設の名称及び所在地、2、指定管理者の名称等につきましては記載のとおりでございます。

次に、3、指定期間ですが、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でござい

ます。

次に、4、選定経過につきましては記載のとおりでございます。

次に、5、選定方法及び選定の理由ですが、まず、（1）非公募とした理由につきましては、本施設の管理運営に当たっては、公平性、安定性等が強く求められるとともに、講座の実施に当たっては教育の専門性を有し、市民に多様で専門的な内容を実施する必要があることから、非公募しております。

（2）の選定理由につきましては、選定評価委員会におきまして申請内容を千葉市公民館管理運営の基準で示している水準に照らし審査した結果、公益財団法人千葉市教育振興財団は千葉市公民館の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められたためでございます。

33ページをお願いいたします。

次に、6、指定管理者選定評価委員会の答申の概要、審査結果、7、教育委員会指定管理者選定評価委員会委員構成及び8、指定管理者の概要につきましては記載のとおりでございます。

生涯学習部の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等がございましたらお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答です。

今回、議案第192号と第193号が一緒ですので、最初に、千葉市生涯学習センターについて伺いたいと思います。必須業務の内容について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

施設保守管理、清掃、警備などの施設維持管理業務、それから講座開催などの生涯学習事業に関する業務、施設の貸出などの施設運営業務、そして事業計画書や事業報告書を作成する経営管理業務でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） もう一つ、自主事業についての主なものを御紹介ください。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

教育振興財団からの提案では、学びのきっかけづくりの推進としまして、生涯学習アカデミーちばの開催、民間事業者や大学等との連携講座を開催するほか、市民が集う場づくりの推進としまして、アトリウムコンサート、映画上映会、弁天de落語会などを実施する予定でございます。また、公民館との連携として、千葉市まいぶん歴史講座など、生涯学習センターで実施する講座を公民館でも視聴できるよう、オンライン配信を行う予定となっております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 収支の状況ですけれども、マイナスです。赤字になった場合の対応について伺います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

これまで光熱水費の高騰分などにつきましては国からの臨時交付金により補填されており

ました。また、教育振興財団からは財団の事業全体で収支の均衡を図っていると伺っております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 続けて、議案第193号の千葉市花園公民館ほか46施設の指定管理者の指定ですけれども、公民館の指定管理の選定で、今期は3か年となっていますが、その経緯について伺います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

公民館と生涯学習センターはともに非公募で教育振興財団が請け負っております、指定管理者として適正かどうか判断するのに同時期がふさわしく、生涯学習センターと指定期間を合わせるため、今期3年としております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 公民館には、成果指標の1から3とあるのですが、達成率の評価について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

まず、成果指標の1、主宰講座の延べ受講者数は達成率が99.6%、また、成果指標の3、施設稼働率は達成率が98.3%となり、おおむね目標を達成したと評価いたしました。また、成果指標の2、オンラインを活用した講座数は達成率が172%となり、目標値を大きく上回りました。公民館に直接来館するのが難しい市民に対しても学習機会が提供できたものと評価しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 施設の老朽化対策等の課題についてはいかがでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

公民館の約半数が築40年を経過し、老朽化対策が急務であると考えております、中長期的な視点から社会教育施設の適切な維持をするため、社会教育施設保全計画を今年度策定し、老朽化対策を計画的に進めます。なお、指定管理者におきましても、引き続き60万円以下の小破修繕を行いまして、利用者の安全面に配慮してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 地域高齢化をしていまして、階段の昇降に支障があつて公民館の利用を断念すると少し聞いたりもします。こうした課題の解決についてはいかがでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

課題解決にはエレベーターの設置が必要であると考えておりますので、今年度策定しました

社会教育施設保全計画に基づきまして、大規模改修や建て替えの際に設置を検討してまいります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 5年間の指定管理期間内に1館当たり年間3,200万円が指定管理者に管理委託料で配分されています。修繕費用も見込んだ額と議案質疑のときにお答えいただいているのですが、指定管理者として年間の修繕や備品等の改善に使える費用はどれぐらいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 教育振興財団からの提案では、年間1館当たり80万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員、お願いいいたします。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。一問一答です。

1点は、教育委員会指定管理者選定評価委員会委員はどのように選ばれた方々なのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

選定評価委員の委員につきましては、総務局の業務改革推進課で選定基準を設けておりまして、法務に詳しい方、あるいは財務に詳しい方等を基準に照らして教育委員会で選定させていただいております。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

あと、各分野に詳しい専門家との理解でよろしいでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 おっしゃるとおりです。各分野の専門の方と認識しております。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。あと、公民館等で、元校長などを雇用されていると聞いているのですけれども、指定管理者の従業員数のうち、元千葉市職員などはどれぐらいいらっしゃるのですか。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。分かる範囲で結構です。分からなければ、このあと資料提供で御対応させていただきたいと思っております。

○生涯学習振興課長 生涯学習振興課でございます。

申し訳ございません、後ほど資料提供させていただきます。

○委員長（阿部 智君） ではそのように。渡邊委員それでよろしいでしょうか。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）本件につきましても、ほかの委員に御配付で対応させていただきたいと思います。お願いいいたします。

渡邊委員、お願ひいたします。

○委員（渡邊惟大君） あと、元教員などを雇っている背景や理由を伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 生涯学習振興課長。

○生涯学習振興課長 元教員の方は、やはり地域の方との連携、それからいろいろな教育分野に長けているので、公民館、生涯学習センターで持っている能力をそのまま発揮していただけるため、新たに教育振興財団で雇用しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。理解いたしました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら御発言願います。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 生涯学習センターはいろいろな自主事業なども工夫されていて、ただ、収益を求めるものではないと、利用者の方が安価で利用できるということで言えば、財団の事業全体での収支の均衡ですので、引き続き利用者の負担は増やさないでおいていただきたいと思います。それから、公民館ですけれども、成果指標がかなり高いです。9割を超えて、オンラインの活用は172%で、非常にニーズがあるのだと思います。

ただ、施設の老朽化がそれに対して非常に危惧されます。築40年以上経過しているので、どこもかしこも多分建て替えでエレベーターの設置が求められていると思うのですが、建て替えをするには一気にできません。ただ、公民館を利用される方はやはり地域の高齢の方がとても多くて、2階で講座が開かれるときには行けないというので、オンラインが活用されていると思います。できれば、施設はエレベーター設置も含めて改善していただくと、生涯学習には2つとも大事な施設ですので、年間1館当たり80万円程度が見合っているのかどうか、軽微なものについては指定管理者になると思いますけれども、かなりたくさんの公民館の数を擁していますので、予算的にもぜひ御配慮が必要ではないかと思います。議案については賛成です。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りします。議案第192号・指定管理者の指定について（千葉市生涯学習センター）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第192号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第193号・指定管理者の指定について（千葉市花園公民館ほか46施設）を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第193号は原案どおり可決されました。

それでは、説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え]

議案第161号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第161号・千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

議案第161号・千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正につきまして御説明いたします。

議案書は66ページですけれども、教育委員会議案説明資料で御説明させていただきます。

資料9ページを御覧いただきます。

初めに、1、改正の趣旨ですけれども、本年6月に公布されました公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえまして、本市においても教員の処遇改善を図るため、教職調整額の段階的な引上げや、管理職への本給加算を行うほか、所要の改正を行うため関係条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容ですけれども、まず、（1）教職調整額の引上げについてですけれども、現在、非管理職の教員につきましては、時間外勤務手当の支給に代えまして給料月額の4%を教職調整額として支給しております。これを、表にありますとおり段階的に10%まで引き上げるものであります。なお、児童生徒への指導が不適切と認定され、指導改善研修の対象となっている者につきましては、経過措置を設けた上で教職調整額は支給しないこととしております。

次に、（2）管理職への本給加算の引上げについてであります。教職調整額の段階的な引上げに伴いまして、支給対象外となっております校長、教頭などの管理職につきましても給料月額を加算することとし、その加算額を、表にありますとおり段階的に引き上げるものであります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

（3）義務教育等教員特別手当の改善についてです。教育職員の人材確保を目的として支給しております義務教育等教員特別手当につきまして、手当額を給料月額の平均1.5%から平均1.0%に見直すとともに、学級担任には業務の困難性を考慮し、当該手当に月額3,000円を加算するため、条例で定める上限額を引き上げるものであります。

続きまして、（4）特殊勤務手当の改定についてです。（3）で御説明しましたとおり、義務教育等教員特別手当におきまして、学級担任への加算を新設するため、これに伴う措置として多学年学級手当を廃止するものであります。また、非常災害時等の緊急業務に従事した場合のうち、児童または生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務、児童または生徒に対する緊急の補導業務につきましては、当該業務の特殊性、困難性を考慮し、支給日額を現行の7,500円から8,000円に引き上げるものであります。

3の施行期日ですが、令和8年1月1日となります。11ページ以降は新旧対照表でございます。

教育総務部の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、質疑がありましたらお願ひいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願ひいたします。

最初に、教職調整額について御説明をお願いします。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

教員においては、自主的、自律的な判断に基づく業務と管理職の指揮命令に基づく業務が混然一体となって行われております。そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価する仕組みとして公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法ですが、こちらに基づき時間外勤務手当に代えて教職調整額を支給されております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 時間外勤務手当に代えて教職調整額だと。公立学校の教員が残業代の制度から外された経緯について伺います。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

教員の職務等の特殊性を踏まえますと、教員の勤務は正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価するのが適当であると考えております。一般行政職等と同様に、時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことがなじまないため、教員の待遇改善と教育活動の円滑な実施の両立を目指して、昭和46年に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が制定されています。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 教員の平均時間外在校時間数がどの程度短くなったのか、一番長かったときと現在を比較していかがでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

記録が残っている範囲で、一番長いのが平成30年度の平均54時間でございます。こちらと比較をしまして、昨年度平均37時間となりまして、17時間程度短くなっております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 議案質疑のときに、残業代として支払った場合の金額としてみたら、昨年度の平均時間外在校時間数37時間で計算すると、総額で年間約61億円とありました。一方、今回4%から5%、1%の引上げでは年間約3億円だと、10%まで引き上がっても年間約18億円との答弁だったのですが、あまりにも乖離していると思うのですが、その辺はどうでしょうか。今回条例等の一部改正についての評価を伺います。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

10%まで引き上げた場合の18億円と、既に現在支給されております4%分、こちらが12億円

にありまして、合わせると約30億円となります。こちらを時間数に換算しますとおよそ20時間相当になりますが、昨年度の平均時間外在校等時間37時間、こちらが全て超過勤務に該当するわけではない、そうとは限りませんが、なお一定程度の乖離があると思われるため、今後も働き方改革による各種取組を進めまして、その差を縮めていく必要があると考えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 次に、義務教育等教員特別手当の支給の目的について伺いたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、いわゆる人材確保法におきまして、優れた人材を確保し、もって学校教育水準の維持向上に資するために優遇措置を講じるとしています。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 特別支援学級の教員について、義務教育等教員特別手当を引き下げて学級担任に月額3,000円の加算に含まれないのは、実質、特別手当の減額になると思うのですがどうでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

委員のおっしゃるとおり、改正によりまして、義務教育等教員特別手当は引下げとなります。一方特別支援学級の担当教員には従来から職務の複雑性、困難性、責任の程度などを考慮しまして、給料の調整額が支給されております。そこには今回新設されます学級担任加算の要素が既に含まれていると考えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 特別支援学級の教員にこれまでどおり支給した場合の金額は年間幾らか、伺います。

○委員長（阿部 智君） 教育給与課長。

○教育給与課長 教育給与課でございます。

従来どおり義務教育等教員特別手当を1.5%で支給した場合には、平均で月額約5,000円、年間で約6万円となります。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら御発言願います。盛田委員お願

いします。

○委員（盛田眞弓君） 教員の、今回教職調整額、これは国で一律なので足並みをそろえる必要があると思うのと、引き上がるのを反対するものではないのですけれども、先ほど御返答いただきましたけれども、一定程度の乖離が、これからまた時間外在校等時間数はもちろん少なくしていく必要があると思いますけれども、ただ、教員の皆さんのがやることは減らないと思うのです。いろいろなスクールソーシャルワーカーやスクール・サポート・スタッフなどを各学校に配置していただいて、事務手続など教員がやらなくても済むものは任務軽減などをされていますけれども、それでもなおかつ学校の授業の準備や子供たち、それから職員の保護者への対応や、本当に過重な内容についてはますます複雑になっていると思いますので、少な過ぎる、もっと増やしていただくのが本当は本来ではないかと思います。

それで、義務教育等教員特別手当も、これも従来から職務の複雑性、困難性、責任の程度を考慮して付けられていたのを、今回下げる学級担任の加算ですが、本来減らさないで加算しておいていいものではないかと、配慮されて付けられていたものを、今回条例一部改正について調整する形で下げるはどうなのだろうかと思います。反対はしませんけれども、もともと本来は残業代として認められずに教職調整額で働いていただいている教師の皆さんにとって、6年ぐらいかけて10%に行っても実際には乖離は解消されないのであれば、もっと増やさなければいけないのではないかと強く意見として申し上げて、多少の改善になると思いますので、議案については反対はいたしません。

○委員長（阿部 智君） ほかによろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） では、ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。議案第161号・千葉市教育職員の給与等の特別措置に関する条例等の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第161号は原案のとおり可決されました。

議案第162号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第162号・千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

当局の御説明をお願いいたします。学校教育部長。

○学校教育部長 学校教育部でございます。どうぞよろしくお願いします。座って説明させていただきます。

次に、議案第162号・千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は73ページですが、議案説明資料の19ページをお願いいたします。

初めに、1の改正の趣旨ですが、平成19年の学校教育法等の一部改正において、盲学校、聾学校及び養護学校を特別支援学校に改めることとされました。本市では、改正前から市立特別支援学校3校のうち2校が養護学校の校名を使用しており、ようご、による愛称で親しまれてきたため、校名変更については長年検討しておりましたが、児童生徒、保護者などから校名変更を求める声が上がっていることや、他自治体の状況から、校名を変更します。以上に伴い、

条例の一部を改正しようとするものです。

次に、2の改正の概要ですが、名称を千葉市立養護学校から千葉市立特別支援学校へ、千葉市立第二養護学校から千葉市立第二特別支援学校へ変更します。また、20ページの新旧対照表のとおり、第2条の1の表記につきましても現行の表記に合わせるため変更します。

次に、3の施行期日ですが、令和8年4月1日となります。

学校教育局の説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、御質疑等ありましたらお願ひします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答で2つ、簡潔にいきます。

平成19年の学校教育法の一部改正なのですが、今において改正する理由について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

本市では、法律改正前から市立特別支援学校2校が養護学校の校名を使用しており、ようご、による愛称などで名称への愛着が在校生等にあったため、校名変更は先延ばしにしてきた実情がございます。

令和5年度より教育委員会内で校名変更についての協議を進め、改めて児童生徒と保護者のアンケートを実施したところ、校名変更に理解を示す意見が8割以上を占めたため、今回の市立特別支援学校設置条例の一部改正に至りました。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 最後です。

児童生徒、保護者等から校名変更を求める声が上がっていることや、他自治体の状況からあるのですけれども、具体的な詳細について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

これまでに通学している保護者等から校名の変更に関する問合せ等がありました。養護学校という名称が古いや、名称が古いと教育課程も古いのではないかとの御意見を頂いた次第でございます。他自治体の状況につきましては、全国の政令市で養護学校を使用していた名古屋市が令和5年4月より特別支援学校に変更したため、政令市20のうち養護学校の名称が残っているのは千葉市のみとなりました。そのため変更の経緯になりました。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

なじみがあるので今回になったということで、なじみのある校名を変更すると、校名の変更に伴って行うべき業務や作業があれば御紹介ください。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

校名変更になりましたら、児童生徒及び保護者、関係機関に対して校名変更の周知を行うなどの広報活動と、校名が登録されるシステム等の変更を行うなど、事務的な作業があります。学校と確認をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 新たな費用負担は生じますか。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

改正に伴う費用といたしましては、校印、校旗、校名の看板等の改修で1校当たり約40万円、2校分で80万円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） では、渡邊委員、お願いいいたします。

○委員（渡邊惟大君） 一問一答でお願いします。

私からは、令和6年第1回定例会で、一般質問において全国の特別支援学校において養護学校をいまだに使っている学校が少ない等とありますて、検討すべきではないかと御意見しましたけれども、今回一般質問の際には平成19年に協議を行って以降あまり検討していない印象を受けていたのですけれども、実際はいかがだったのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

実は、法律が変わった後、問合せ等があった際にはその都度学校等、もしくは保護者等の確認をいたしまして今まで至った経緯でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。長年検討してきたそうですが、やはりかなり検討に年月を要していると思うのですが、その辺の理由等を伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 高橋教育支援課長。

○学校支援課長 委員のおっしゃるとおり、時間がかかってしまいましたが、実は、例えば、第二養護学校ですと、ようちゃんというキャラクターを設定したそうで、在校生、保護者がキャラクターもつくって愛着があるとの御意見がなかなか変わりませんでした。しかし先ほど御説明させていただいたとおり、ほかの都市も変わった経緯や、今在校生の保護者からようやくえていただいたほうがよろしいのではないかと御意見を頂きましたので、時間がかかってしましたが、今回改正の経緯に至った次第でございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。

今回はアンケート等を取ったのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育支援課長。

○学校支援課長 教育支援課でございます。

アンケートを出していただきまして、ようやく8割以上の賛成を頂きましたので、校名変更の条例改正を出させていただいた次第でございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 分かりました。御説明ありがとうございました。一般質問でも取り上げておりますので、そこでも伺えればと思っております。説明ありがとうございます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言は大丈夫ですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、本議案に対する賛否表明、意見要望がございましたらお願ひします。麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 我が会派のメンバーもかなり前から要望していました、ようやく実現できるので、賛成いたします。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） それでは、お諮りいたします。議案第162号・千葉市立特別支援学校設置条例の一部改正についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第162号は原案のとおり可決されました。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時0分開議

○委員長（阿部 智君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

議案第197号、第198号、第199号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、議案第197号から議案第199号までの3議案につきましては、いずれも資材、労務単価等の変動に対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し契約金額を増額するものであることから、議案内容の関連性及び審査の効率性を考慮し、一括議題といたします。

それでは、当局の説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第197号・議決事件の一部変更について（千葉市立稻毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）について、それから、議案第198号・議決事件の一部変更

について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）について、議案第199号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）について、併せて御説明させていただきます。

議案説明資料は39ページ、41ページ、43ページをそれぞれ御覧いただきたいと思います。

まず、議案第197号ですけれども、本件は、令和6年第4回定例会にて議決を頂きました千葉市立稻毛国際中等教育学校大規模改造工事その2に係る工事請負契約の契約金額を変更するものであります。

1の提案理由につきましては、先ほど御説明がありましたインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額するものであります。

2の変更金額ですが、変更前は6億5,780万円、変更後は6億6,756万円、追加費用は976万円です。

3の主な変更内容、4の今後のスケジュールについては記載のとおりでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

同じく議決事件の一部変更について、幕張新都心若葉周大駆逐小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約についてでございます。

こちらにつきましても、インフレスライド条項を適用し、契約金額を増加するものであります、2の変更金額は、変更前29億3,590万円、変更後は30億2,614万円、追加費用は9,024万円であります。

3の主な変更内容、4の今後のスケジュールについては記載のとおりとなっております。

続きまして、43ページをお願いいたします。

議案第199号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）についてであります。

こちらにつきましても、インフレスライド条項を適用し、契約金額を増加するものであります、2の変更金額は、変更前3億8,280万円、変更後は4億1,017万円、追加費用は2,737万円であります。

3の主な変更内容、4の今後のスケジュールについては記載のとおりとなっております。

教育委員会の説明は、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○委員長（阿部 智君） それでは、質疑がございましたらお願いいいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 1問だけです。

3議案全てですけれども、算出根拠について教えてください。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

本市では、インフレスライドにつきましては、国の制度に準じまして契約約款や運用基準を整備しております。この制度を適用する際には、国や本市が定めた基準に基づきましてインフレスライドの金額を算定しており、変更契約の増額分の算定につきましては、インフレスライドを適用する残工事部分をその時点の新しい単価で積算し直しまして、元の工事費との差額を算出した上で、そこから受注者の自己負担分として残工事の1%分を差し引いて計算しております。

なお、変動した資材価格や労務費の新しい単価につきましては、公的データ等の資料を用い

て算出しております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 一問一答でお願いします。

稲毛国際中等教育学校大規模改造工事及び幕張若葉小学校新築工事の進捗状況について教えてください。

○委員長（阿部 智君） それでは、学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

千葉市立稲毛国際中等教育学校につきましては、既存校舎の大規模改造工事は既に完了しております。現在は、第二体育館への冷暖房設備整備などを実施しております、今後、令和8年度には第一体育館の冷暖房設備整備を実施するとともに、令和8年度から9年度にかけてグラウンド整備工事を行い、計画どおりに進んでおります。

幕張若葉小学校につきましては、令和初の新設校としまして、来年度の開校を目指しております、予定どおり開校に向けて準備を進めております。なお、プール整備につきましては、令和8年度に施工します。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 以上です。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 一問だけ教えてください。これは、議案3つに関わる部分なのですが、材料費は契約の時点で見積りを取って買い取って、価格がフィックスするのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなっているのか、確認させてください。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

インフレスライドにつきまして、契約の当初に用いていた単価から新しい単価に変更した時点で、その新しい単価になったタイミングで残りの工事だけに適用しておりますので、その前の部分については適用されておりませんので、この部分については適正と考えております。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。あとでまたもう少し詳しい資料をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） この資料につきましては。ほかの委員の皆様におかれましても御用意いただくようにお願いしたいと思いますので、御対応をお願いいたします。

ほかにございませんか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一点だけ確認したいと思います。

議案第198号ですけれども、すぐお隣の新病院の土地の関係で、土砂の汚染土壤の問題が確

か同じ議案で上がっていたのですが、お隣の敷地である小学校の敷地についてはそのような心配はないのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 営繕課長。

○営繕課長 営繕課でございます。

こちらの残土につきましては、一応搬出前に再度測定を行いまして、微量ではございましたがフッ素は確認されております。ただ、安全基準以内に基準値が収まっておりましたので、普通残土として搬出させていただいております。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、質疑を終了いたします。

次に、議案に対する賛否表明、意見要望がございましたら御発言願います。宇留間委員。

○委員（宇留間又衛門君） 両校の工事が順調に推移していることから安心いたしました。稲毛国際中等教育学校につきましては、引き続き令和8年度からの体育館エアコン及びグラウンド整備工事の契約どおりの実施をお願いいたします。幕張若葉小学校につきましては、来年度の開校に向け準備を着実に進めていただくとともに、プールの整備についても計画を進めていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、逐一採決いたします。

お諮りいたします。議案第197号・議決事件の一部変更について（千葉市立稲毛国際中等教育学校大規模改造工事（その2）に係る工事請負契約）についてを原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第197号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第198号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築工事に係る工事請負契約）を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第198号は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。議案第199号・議決事件の一部変更について（幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築電気設備工事に係る工事請負契約）についてを、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成全員、よって、議案第199号は原案のとおり可決されました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え]

請願第3号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、請願第3号・千葉市の教育に関する請願を議題といたします。

なお、請願第3号の提出者より意見陳述の申出が参っておりましたが、都合により本日はお見えになれませんので、意見陳述は実施しないことといたします。当局の参考説明をお願いいたします。

委員の皆様は、サイドブックスのしおり4番、請願第3号の参考説明資料をお開きください。それでは御説明をお願いいたします。学校教育部長。

○学校教育部長 学校教育部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

令和7年請願第3号、千葉市の教育に関する請願について参考説明をいたします。本市の考え方方に沿って市の見解を申し上げます。

お手元の説明資料、1ページをお願いいたします。

請願項目1、第1子からの小中学校の給食費の完全無償化を進めてくださいについてです。

まず、1、本市の給食費無償化の現状についてです。

（1）第3子以降の学校給食費無償化制度についてですが、多子世帯の家計を支援するため、次のアからエを全て満たす保護者を対象とする学校給食費無償化制度を令和4年1月から導入しています。アとして、3人以上の子供を扶養していること、年齢制限はありません。イとして、アに記載の子のうち、上から第3番目以降の子が義務教育期間の千葉市立学校で給食の提供を受けていること。ウとして、生活保護、就学援助制度で学校給食費の支援を受けていないこと。エとして、学校給食費の滞納がないこと。なお、保護者の所得制限はなく、無償化となるのは扶養している子のうち年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費のみとなっております。

次に、（2）就学援助による学校給食費無償化についてですが、保護者及び同一住所にお住まいの方全員の所得の合計が基準となる総所得以下の場合など、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する就学援助を行っており、対象となる場合は学校給食費を市が負担しています。

次に、（3）生活保護の教育扶助による給食費無償化についてですが、生活保護の教育扶助により、学校給食費の実費が支給されております。

次に、（4）として、（1）から（3）の令和6年度実績についてですが、表に記載のとおりであり、合計では対象人数は1万1,406人、無償価格は5億7,433万2,000円、児童生徒総数に占める対象者割合は17.1%となっております。

次に、2、本市の給食費の物価高騰対応についてですが、物価高騰が継続する中で栄養バランスや量を保った学校給食を引き続き安定的に実施するとともに、保護者の皆様にその負担を転嫁させないため、学校給食の食材費の物価高騰分を市が負担しており、市の負担率は表に記載のとおりです。

次に、3、市立小中学校の給食費を無償化した場合の追加経費見込みですが、表に記載のとおりであり、追加対象人数は約5万3,000人、追加経費は約37億8,200万円となっております。

なお、この追加経費は、令和7年度の物価高騰対応分を考慮した金額としております。

次に、4、国、千葉県の動向等についてです。

まず、（1）の国ですが、学校給食費の無償化については、令和7年2月25日、自民、公明、日本維新の会による三党合意において、令和8年度にまずは小学校を念頭に地方の実情を踏まえ給食費無償化を実施すると示されました。その後、6月13日、経済財政運営と改革の基本方針2025において、これまで積み重ねてきた論議に基づき具体化を行い、令和8年度予算編成過程において成案を経て実現するとの方針が示され、10月24日に行われた第219回国会における高市内閣総理大臣の所信表明演説において、制度設計の議論を進め、安定財源の確保と併せて来年4月から実施すると示されました。

最後に、（2）の千葉県ですが、多子世帯における経済的負担の軽減を図るため、市町村が実施する第3子以降の学校給食費無償化を支援する千葉県公立学校給食費無償化支援事業が令和5年1月から導入されました。対象となる第3子以降の基準は本市と同様であり、補助率は千葉市は4分の1となっております。

説明資料の3ページをお願いいたします。

請願項目2、修学旅行費用、教材費など教育費の補助を進め、教育の無償化を進めてくださいについてです。

まず、1、修学旅行及び教材についてです。教育基本法の規定により授業料は無償とされているところ、教材等の費用については原則として保護者が負担するものと認識していますが、本市として可能な範囲で保護者負担の軽減を図っています。修学旅行については、旅行業者をプロポーザルにより選定するなど、各学校、旅行業者とともに情報交換を行い、保護者負担等費用軽減に努めています。

また、副読本の選定に際しては、保護者の経済的負担の軽減について十分考慮するよう、毎年各市立学校に通知しており、各学校では選定委員会を設置し、教育効果の向上に有効な必要最小限の選定を行っています。

次に、2、本市の就学援助の現状についてです。

本市では、市立小中学校に就学する児童生徒が安心して教育を受けられるよう、経済的にお困りの方に就学費用を支給しています。（1）援助の対象者についてですが、生活保護を受給している、市民税が非課税である、児童扶養手当を受給している、その他経済的に困難または特別な事情がある方で、同居者全員の合計所得が基準額以下の場合などを対象としています。

次に、（2）対象費目及び支給額についてですが、参考として、表では小学6年生と中学3年生の対象費目と1人当たりの年間支給額を記載しています。

最後に、（3）認定数、認定率、支給総額の推移についてですが、表では令和3年度から今年度10月末現在の数字を記載しており、それぞれが減少傾向となっております。

以上で学校教育部の説明を終わります。

○委員長（阿部 智君） 教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

引き続き、資料の4ページをお願いいたします。

請願項目3、子供たち一人一人の健やかな成長のために職員数を増やしてくださいについて

です。

まず、1、新規採用職員の採用数についてですが、本市の教職員は、国の法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき定められており、退職者数や児童生徒数の推移を踏まえ過員にならないよう必要数を新規に採用しております。なお、定年引上げの移行期間となり増すため、定年退職者が生じる2年ごとを基本に新規採用者数の平準化を行うとしております。なお、年度ごとの採用人数は表のとおりとなっております。

次に、2、養護教諭の複数配置についてですが、今年度は、基礎定数として7校に配置するとともに、加配定数を活用し、4校に配置しております。

次に、3、少人数担当教諭、専科教諭、特別支援員、スクール・サポート・スタッフについてですが、まず（1）少人数担当教諭、特別支援員につきましては、少人数担当の講師や特別支援に係る非常勤職員を学校の実情に応じて配置しております。次に、（2）専科教諭につきましては、小学校において専門性の高い指導等を目的として、専科指導教員や専科指導のための非常勤講師を計画的に配置しております。次に、（3）スクール・サポート・スタッフについてですが、教職員の負担軽減等を目的として、教材準備等の業務を行うスタッフを全ての学校に配置しております。

説明資料の5ページをお願いいたします。

次に、請願項目4、特別支援学級の1学級の上限を6人までにしてくださいについてです。

1学級の上限を8人としております中でも、学校の実情に応じて加配教員を配置しておりますほか、介助員やスクール・メディカル・サポーター、エリアコーディネーターなどを派遣し、きめ細かな支援に努めております。

続きまして、請願項目5、講師の応募者を増やすために、千葉市も千葉県や全国の政令市と同じように講師の給与を1級から教諭と同じ2級にしてください。産休、育休、病気休職の代替教職員の速やかな配置につながりますについてです。

まず、1、講師の給与についての（1）給与面の待遇格差ですけれども、講師の一部において、県と比較しての給与面での待遇格差につきましては、引き続き、その影響を注視するとともに、待遇格差改善の必要性について研究していくべきものと認識しております。次に、（2）講師の確保ですけれども、これまで講師の採用年齢の上限拡大、パンフレットの配付やPR動画の配信による教員採用プロモーション事業に加え、講師登録説明会やペーパーティーチャー相談会の開催など、様々な取組を通じて人材の確保に努めております。

次に、（3）産前産後休暇等の代替教員の配置ですが、年度当初に同休暇等の取得を予定している教員に対しましては、4月からの前倒しにより代替教員を配置するとともに、年度途中に取得をした教員に対しましては、正規休暇等補助教員のほか、教務主任等が担任を代行して対応しております。なお、請願書本文中に違法な状態の学校も多数存在していますとの記載がありますけれども、正規休暇等補助教員や教務主任が担任を代行し、対応していることにつきましては、違法な状態との指摘は当たらないと考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

請願項目6、全ての子供たちが快適に学校生活を送れるように、体育館への速やかなエアコンの設置を進めてくださいについてです。

まず、（1）体育館への冷暖房設備の設置についての、（1）冷暖房設備整備の考え方です

けれども、児童生徒の熱中症対策や避難所、地域の活動拠点としての環境を整備する観点から、できるだけ早期に学校体育館へ冷暖房設備を整備する必要があると考えており、当初計画から1年前倒しし、令和11年度までの全校への整備を目指しつつ、さらなる前倒しについても検討を進めてまいります。

次に、（2）事業スケジュールについてですが、部活動での使用頻度が高く熱中症リスクが高まるため、中学校と高校を優先して整備し、小学校につきましては、令和9年度以降、区ごとのバランスや学級数等を勘案しながら段階的に整備を進めてまいります。

最後に、（3）その他についてですが、令和15年度までを対象期間とする補助率2分の1の国の空調設備整備臨時特例交付金、それから市債などの財源も活用しながら早期整備に取り組んでまいります。また、断熱性能が確保されていない体育館につきましては、冷暖房設備整備に合わせ断熱工事を実施します。今後も学校施設の環境整備や人的支援など、教育施策を着実に実施していくように予算の確保に努めてまいります。

教育委員会の参考説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） 御質疑等ございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一問一答でお願いします。

説明ありがとうございました。4ページの、請願項目3についてです。資料の3に、様々な人材を配置している旨が記載されているのですけれども、具体的な事例を1つでいいので教えてください。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

例えば、最初にあります少人数担当教諭としましては、学校運営充実のための会計年度任用職員などを、令和7年度は5月1日現在で101名配置しております。令和5年度には58名、令和6年度には88名でしたので、学校の実情に応じて活用できる人材を着実に増やしています。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。ありがとうございます。

次、5ページの請願項目5についてです。現状、給与面の待遇格差を理由にして、講師が本市以外、市外に異動してしまわないのか、確認させてください。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

講師を退職された方々からは、待遇面を理由に他市へ行くことは現状では聞いておりません。また、新規に採用した講師からは、給与面のみならず交通の利便性等で勤務先を選定したと声を聞いております。引き続き影響等を注視してまいりたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） ありがとうございます。

最後です。6ページの請願項目6なのですけれども、体育館の冷暖房設備の設置について早期整備を実現するためには、現在の計画を着実に進めるのが大前提となると思うのですけれども、現状はどのような取組を行っているのか、確認させてください。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

入札不調の抑制を図り、計画どおりに進められるように、設計につきましては債務負担行為を設定しまして、前年度に契約を締結できるようにするとともに、工事につきましても複数校をまとめて発注するなど工夫しながら取り組んでおります。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 以上です。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。

ほかにございますか。盛田委員、待ってください。紹介議員でしょう。（「紹介議員は当局に質問してはいけないのですか」と呼ぶ者あり）どうしましょうか。あまり聞かないですけれども、いいです。委員長が認めます。手短にお願いいたします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） すみません、今回請願者がこちらの場所にいらっしゃらないので、全てのこの請願の内容についての詳細は、思いが少し違うかもしれませんので、今御説明を頂いたところについて幾つか質問をさせていただければと思います。

先に、今回6つの項目があるので、非常に多岐にわたっていて、現場の声がこちらの請願の中に込められていると思いますので、給食のところでは、資料の2ページに国と県の動向で、国は小学校からと、令和8年4月から実施と、もう直近に迫っているのですが、これは本当にやれるのかどうか、国からの通達があるのか、そこを確認したいと思います。

○委員長（阿部 智君） 保健体育課学校給食担当課長。

○保健体育課学校給食担当課長 保健体育課学校給食担当でございます。

国の動向なのですが、現状、正式な通知等は出ておりません。こちらといたしましても報道ベースで出てきているもの等を検討しながら国の動向を注視しつつ検討を進めています。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） それと、2番目です。修学旅行で、（3）で認定数、認定率、支給総額、表を示していただいて、年度を経るごとに少なくなっていますが、その理由をお示しいただけますでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学事課長。

○学事課長 学事課でございます。

一番大きな理由としましては、児童扶養手当を受給している人数が減っていて、それは国全体も同じような傾向がございますので、児童扶養手当を受給している人が減ると、同じように就学援助を受けている人も減っていくのが一番の理由になっております。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 続けて、援助の対象者に生活保護も入っていますけれども、児童扶養手当は生活保護と何か関連がありますか。基準などは別ですか。

○委員長（阿部 智君） 分かる範囲で結構でございます。分からぬ、論点等、御答弁で調整等が必要な場合は後ほど書面をもって御回答でも結構でございます。取り急ぎ、学事課長。

○学事課長 正確なところは書面でお答えしたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員、その御答弁でよろしいでしょうか。

○委員（盛田眞弓君） そうですね。

○委員長（阿部 智君） 正確な御答弁がよろしいと思いますので。この件につきましては、各委員に御配付いただきたいと思います。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 3つ目です。教職員を増やしてくださいという中の2番についてですけれども、養護教諭の複数配置について基準に従っているそうですが、この表にお示しいただいているもので対象となる学校には、全校複数配置になっているか、確認したいと思います。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 教育職員課でございます。

基礎定数による7校は、小学校、中学校、それぞれ児童生徒数によって規定がございますので、それにのっとって配置しています。それに加えまして、私どもで予算の確保ができた場合には加配定数として追加で4人配置しています。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 確認ですけれども、生徒数によって配置しなければならないところには全校配置を済ませた上で4名を加配しているのですか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 子供たちの人数が減った場合は、当然基準に応じて職員は複数ではなく1人になるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育職員課長。

○教育職員課長 今御指摘いただいたとおりでございます。子供の数が減った場合には、複数から単独、1人になります。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ありがとうございます。

最後に、6番、体育館のエアコン整備ですけれども、断熱の考え方について最後にお話があったと思います。その他です。冷暖房設備整備に併せて効果を上げるための断熱工事ですけれども、従来はあまり断熱とは言わされてきませんでしたが、体育館の冷暖房については断熱が必要なのだと思いますが、スケジュール的に、断熱をした場合には延びるなど、もちろん費用は工事の種類によって変わってくるので、上がると思うので、スケジュール的にも延びたりするのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 学校施設課長。

○学校施設課長 学校施設課でございます。

断熱工事につきましては、現在断熱をやっていない体育館に入れますので、その分建築工事として行いますので、通常のエアコンを入れるだけの工事よりは延びるのですけれども、その分も含めまして工期の中で設定しています。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

本請願に対する賛否表明等の御発言がございましたらお願ひいたします。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 請願項目が 6 項目ありますので、3 分以内になかなか収めるのが難しいのですが、簡潔に申し上げます。

学校給食費については、無償化を実施するには多額の費用を必要とする上、現時点でも 17% を超える児童生徒が無償化の対象となっていることが確認できました。また、困窮世帯等への支援に加え、物価高騰対策として全児童生徒に公的な補助が入っている状況でございます。国の動きも今あることを承知しております。こういった動向も踏まえながら、引き続き給食の質が大事、これは確か市長もおっしゃっていたと思うのですが、確保されるのが大事だと思いまして、御対応を検討いただきたいと思います。

給食無償化につきましては、就学援助による困窮世帯への支援のほか、学校現場においても費用を可能な限り抑えるための工夫が行われていると確認できました。また、新規採用職員の採用数等については、児童生徒の教育活動に影響が及ばないよう教職員を計画的に採用とともに、その配置については引き続き加配等の制度も活用して適切に対応していただきたいと思います。

特別支援学級については、1 学級の上限を 8 人としている中でも工夫、改善を図り、きめ細やかに支援を行っているのも確認できました。講師の給与面につきましては、現状をしっかりと分析していただきて、人材を確保できるよう、待遇格差改善による影響について注視していただきたいと思います。

最後、体育館へのエアコン設置につきましては、可能な限り早期に進めていただきたいと思いますけれども、これは教育委員会でも一所懸命汗をかいていただき取り組んでいただいていると承知しておりますので、引き続き取組を期待したいと思います。

以上、6 点申し上げましたけれども、こういった理由から、我が会派といたしましては、当請願については賛同いたしかねます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 6 項目あるので私も少し早口になるかもしれません。請願項目 1 についてです。我が会派としても、給食費の保護者負担軽減を求めてきましたけれども、国による無償化の動きもあること、また、引き続き自民党、公明党、日本維新の会の 3 党合意に基づいた動向を注視していきたいと考えております。

請願項目 2 については、配付資料に記載のとおり、教育基本法の規定により授業料は無償とされているところ、教材等の費用については原則として保護者が負担するものとされております。その上で、既に本市として可能な範囲で保護者負担の軽減が図られていると認識いたします。

請願項目 3 について、①新規採用職員については、退職者数や児童生徒数の推移を踏まえた上で、過員にならないように必要教員数を新規に採用していると、②の養護教諭の複数配置についても、大規模校には既に複数配置が定められており、③の特別支援員等についても、非常勤職員等の配置が進められており、①、②、③とも可能な範囲で対応されていると認識いたします。

請願項目 4 については、1 学級の上限が 8 人とされている中でも、学校の実情に応じて加配

教員を配置し、きめ細かな支援が実施されており、医療的ケアを必要とする児童生徒にはスクール・メディカル・サポーター等も派遣され、工夫、改善がなされていると認識いたします。

請願項目5については、講師の給料の格付については、本市では地域手当に有意性があるとお聞きしております。また、年度の早い段階での産休等の取得については、年度当初から代替教員を配置できるよう努めているとお聞きしております。現状、児童生徒の教育活動に支障がないよう工夫、改善されていると確認いたしました。

最後、請願項目6については、体育館への冷暖房設備の設置については、当初計画から1年前倒しにして、令和11年度までに全校へ整備するとされておりまして、さらなる前倒しについても検討がなされていると認識しております。

以上を踏まえまして、我が会派としては、請願第3号には賛同しかねます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） まず、最初の項目の給食費の無償化につきましては、会派としても理解できるところもございますが、高市総理の所信表明で来年4月からの国の動きも見受けられ、本市としても国に対してもこれまでのしっかりと要望してきておりますので、願意は満たしていると判断させていただきます。

また、続きまして、教職員を増やしてください、あるいは、産休等に代わる教職員を速やかに補充ということにつきましては、確かに学校現場を見ますと、今教頭先生の負担が増えているのではないかと感じますが、本市としても教育委員会としても、十分なこれまでの動きを見ていく中では、教育委員会の動きに対して賛同させていただいて、このまま注視して見ていきたいと考えております。

最後に、エアコンの設置につきましても、当初より1年前倒しの教育委員会側の努力も見受けられますので、まずはこの計画にのっとって着実に進めていただきたいので、本請願につきましては賛同しかねると判断させていただきます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） それでは、渡邊委員、お願いいたします。

○委員（渡邊惟大君） 請願について、趣旨については賛同できる部分はあるのですけれども、請願項目1については、当市の努力もありつつ、国で自民党、公明党、日本維新の会による3党合意に基づく、まず小学校からの給食費無償化の議論も起きておりますので、その動向を見守っていこうと考えております。

また、請願項目2以降については、市でも現在でき得る努力はされていると理解いたしました。請願項目6について、エアコン設置についても1年前倒しが決まっており、またさらなる前倒しについても検討されるそうですので、引き続き子供たちが快適に学校生活を送り、また避難所としての機能を果たすためにも体育館への速やかなエアコン設置は引き続き進めていただきたいと思います。

なので、請願については反対とさせていただきます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 最後に、盛田委員、お願いします。

○委員（盛田眞弓君） 今回の請願は非常に具体的な中身についての請願だと理解しております

す。給食については、やりましょうと言われているのが令和8年4月からですよね。まだ具体的に詳細がないので、ぜひ進めてもらいたいので、この請願項目は必要だと思います。

何らかの形でと言われている、17.1%とありましたが、給食の質はもちろんですけれども、義務教育は無償であるのに従って、国で地方自治体がやることは違法ではないと言われているものもあります。ただ、国が一律で進めるのを、力を入れているのであれば、提案された自民党、公明党、維新の会の方が、より実際的にやるには準備ももちろん必要になってくるので、4月の実施は極めて問われると思いますし、やっていただく、進めていただきたいと思います。

修学旅行、教材費、これも義務教育に係るものとすれば、子供たちの学習にとって非常に必要なものあります。先ほど認定数、それから認定率、支援の費用が少なくなっていると、児童扶養手当の受給者が少なくなっているからとありました。一つには、生活保護を受給している人も減っていますけれども、生活保護は基準値よりも少なかったと、基準自体が少なかったとの最高裁の判決が出ていて、それ以降何も国が進めていないので改善されていないのですが、本来はもっと保障されなければならないもので、お金について学習に差が出るのはあってはならないので、これは当然の要望だと思います。

それから、3つ目ですが、養護教員の複数配置をやっていらっしゃる。ただ、851人以上の小学校、801人以上の中学校と本当に大規模です。2人体制になったとしても大体400人以上の児童生徒をみなければならぬこの基準自体に無理があるのではないかと。複雑化して不登校が大変増えていく中で、その意味で言えば……

○委員長（阿部 智君） あと30秒です。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 必要な子供の数に合わせたものが必要です。特別支援についても現場から8人から6人へと、いろいろなサポートが入ったとしても正規の職員をと言われていると、それから講師は要望の中で全国の政令市も全て2級です。これは大きいと思います。なぜ千葉市だけやれないのかとなりますから、ぜひお願いしたいです。あと、エアコンは順次進めただければと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。請願第3号・千葉市の教育に関する請願を採決送付することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（阿部 智君） 賛成少数。よって、請願第3号は不採決と決しました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

[教育委員会説明員入替え]

陳情第11号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、陳情第11号・小学校の校庭にバスケットボールの設置を求める件についての陳情を議題といたします。なお、陳情第11号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により、暫時休憩といたします。

午後1時48分休憩

午後1時52分開議

○委員長（阿部 智君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。委員の皆様は、サイドブックスのしおり5番、陳情第11号の参考説明資料をお開きください。

それでは、御説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

令和7年陳情第11号・小学校の校庭にバスケットゴールの設置を求める件につきまして参考説明を申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお願いいたします。

初めに、陳情項目1、西の谷小学校への子供からの相談の確認を行うことについてです。西の谷小学校に確認をした聴取内容といしましては、令和7年11月18日に児童とその保護者が来校され、校庭にバスケットゴールを設置してほしいといった旨の要望を受けたそうでございます。

次に、陳情項目2、子供と教師が設置に向けた方法を一緒に考える仕組みを設けることについてです。学校では、学級や学校での生活をより良くするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践するのを目指しており、学級会活動や委員会活動、学校評価等による児童生徒の考えを伝える場を設けております。学校備品の購入に関しましては、学校として教育的な必要性や安全面の確保、整備の優先順位及び予算との整合性を踏まえ検討してまいります。

次に、請願項目3、千葉市こども・若者基本条例の第38条に基づき、子供の意見表明に基づく施設整備を目的とした資金支援の仕組みを確立することについてです。学校におきましても、条例の趣旨を踏まえ、児童生徒が意見を表明できる機会を確保するよう、また、可能な限りその意見を反映させるよう努めますとともに、反映させることができない場合はその理由を説明するよう努めてまいります。

最後に、陳情項目4、西の谷小学校にバスケットゴールを設置する支援をすることについてです。学校備品の購入につきましては、学校が教育課程上、それから学校運営上からその必要性等を判断し、優先順位をつけた上で学校の予算で購入しております。学校の予算では対応が困難な場合には、学校からの要望を受けまして教育委員会にて予算や優先順位、必要性、緊急性等を踏まえ、予算の追加配付を判断するとしており、可能な限り対応しています。なお、教育委員会では、全ての学校の状況を踏まえ対応しており、特定の学校に対しまして優先的に支援は行えないものと考えております。

参考説明は、以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 御質疑等がございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一点だけです。陳情項目2なのですけれども、学校評価等による児童生徒の考えを伝える場を設けているという、これは具体的にどのようなものなのか、確認させ

てください。

○委員長（阿部 智君） 教育指導課長。

○教育指導課長 教育指導課でございます。

児童が対象の学校評価に相談したいことなどの意見記述の欄を設けてあります。また、学校によっては意見箱を設置したり、各学級で意見を集約し、代表委員会等で検討したりするなど、子供たちの発想や意見を受け止める仕組みを整えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 何問か一問一答でお願いいたします。

参考説明の中で、陳情項目1については11月18日、児童とその保護者から要望があったそうですが、それ以外にもそういう要望があったのかどうか、教えてください。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

11月18日の児童、保護者からの要望以外につきましては、学校がアンケートを行っている学校評価の中で保護者と児童にアンケートを取って、保護者からはバスケットゴールの要望の記載があったと聞いております。子供のアンケートには特に記載がなかったと聞いております。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） すみません、参考説明と重複してしまうと思うのですが、学校に遊具を設置したいとなったときの一般的な流れ、児童もしくは保護者、もしくは地域で、このような遊具を設置してほしいと要望があって、実際に設置に至った例もなくはないと思うのですけれども、そのフロー、一般的な流れを教えてもらえますか。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

地域や保護者、児童からそのような要望があった場合は、まずは学校でそれが教育的な必要性、あるいは安全面は大丈夫かなど、整備の優先順位、あるいは予算等、種類等を踏まえまして学校で判断していく、どうしても必要で予算がないといった場合は、教育委員会に要望を頂いて、教育委員会で全ての学校の状況を総合的に踏まえまして、学校への追加の予算の配付を判断していく流れでございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 最後に1点。市内の小学校でバスケットゴール、コートが校庭に整備されている率はどのような感じか、分かればお願いします。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 校数でよろしいでしょうか。校庭にバスケットゴールが既に設置されている学校は、小学校108校中84校、設置されていない学校は24校になります。なお、設置済みの84校につきましては、片側1基のみの学校もあれば対で1組の学校もございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 分かりました。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） では、2問お願ひします。

1問は、先ほど伊藤委員からこういったバスケットゴールや遊具施設の要望を伝えるプロセスの質問があったのですけれども、説明を伺った際に、学級会や生徒会、児童会でも意見を上げていくパターンもあると伺ったのですけれども、それについて具体的に伺えればと思います。

○委員長（阿部 智君） 教育指導課長。

○教育指導課長 教育指導課でございます。

小学校と中学校でまたいろいろ違うのですが、例えば、中学校であれば生徒総会の場でいろいろな生徒の意見を集約しながら学校で協議する、小学校も、最近は学級会で出たことを委員会活動等の中で話し合いをして、それを学校としてどう受け止めるか、管理職も含めて協議をする場が設けられていると聞いております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。そのようなプロセスは児童生徒には周知しているのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 教育指導課長。

○教育指導課長 教育指導課でございます。

学校によって具体的にどうかはお答えできませんが、基本的に先生方で協議して、子供たちにそういった意見を返す場は設けていると聞いております。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） 状況は分かりました。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 一問一答でお願いします。

先ほどの小学校108校、84校にはついていて、未設置が24校で、今回の陳情の内容の西の谷小学校の校庭にはついていないのだと思いますが、ついていない理由について伺います。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

西の谷小学校の校庭にバスケットゴールが設置されていない理由につきましては、申し訳ございません、把握していません。確認できない状況でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員にお伝えしますけれども、この件につきましては、恐らく学校に直接確認し、その旨を教育委員会としてまとめてお返事いただく形になると思います。そうするしかないですね。これは御答弁、お返事等を求めるものでしょうか。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） いいです。

○委員長（阿部 智君） 取りあえず、この委員会ではということで。分かりました。では、次お願ひします。盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） ないから希望が出ているのだと思いますけれども、少し聞いたときに

は、西の谷小学校の校庭が狭いので、ゴールをつけてしまうとトラックが整備できないと聞いたので、環境的に無理なのか、それとも実際にはどうにか工夫をすればつけられるものなのか、その辺は今後学校との協議となるのでしょうか。

○委員長（阿部 智君） 御答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

今回改めて学校に、教頭先生に確認したのですけれども、2つ対で置いてバスケットゴール1面をつくろうとすると、トラックにコートが引っかかってしまうとお伺いしまして、片側1基だけであればスペースが取れるのではないかと教頭先生からお話をありました。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） すみません、陳情の中に校庭のミニバスケットボールと、ミニバスケットボールのコートを置くのも難しいですか。

○委員長（阿部 智君） 総務課長。

○総務課長 総務課でございます。

申し訳ございません、ミニバスケットボールのコートのスペースまでは確認しておりません。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員に御相談でございますが、非常にいい御質問でございますが、きちんと当校の状況や寸法など責任ある答弁が必要だと私は判断しますので、教育委員会に一旦当校の状況などをまとめていただいて、我々委員に返していただくのが私はいいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（盛田眞弓君） 分かりました。委員長の采配で。

○委員長（阿部 智君） この件につきまして、きちんとしかるべき対応を教育委員会には求めますので、どのような広さになっているかなどをしっかり調べていただいて、書面をもって各委員に御回答いただけたらと思います。本件以外でありますたらお願いいいたします、盛田委員。

○委員（盛田眞弓君） 大丈夫です。質問は以上です。

○委員長（阿部 智君） それでは、ほかに御発言がなければ質疑を終了いたします。

次に、本陳情に対する賛否表明等の御発言がございましたらお願いいいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 当局からの参考説明でもありましたし、配付資料も見ましたけれども、そもそも前提として学校備品の購入については学校の予算範囲内で予算順位をつけて対応しているのが前提で、その上で、学校で対応が困難な場合に教育委員会に要望して、教育委員会が各学校の優先順位を踏まえて予算の追加配付を判断しているとありました。したがいまして、実際これらの検討なくして特定の学校に優先的に支援するのは難しいと考えますので、以上を踏まえて、陳情第11号には賛同しかねます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございます。麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 今回の子供の意見表明の権利そのものは否定するものではないと思っております、しかしながら、学校への遊具や設備の整備は予算の執行を伴うものであります、限られた予算をどのように有効に活用するかの視点も当然考慮しなければいけないと考えます。また、言うまでもなく、市の予算編成は執行部が市全体の施策の中で必要性や緊急性を十分考慮し、優先順位をつけて行うものであり、我々議会における予算案の審議も重要なプロセスで

あると考えます。

このことを踏まえると、特定の学校に特定の遊具や設備の整備についても地域からの要望の一つとしては理解するものの、その他の様々な要望も考慮し、教育委員会や学校が優先順位をつけて対応すべきものと考えますので、よって本請願への賛同をしかねますが、私ども会派は、実は学校遊具の格差解消のため、古い遊具の交換などもこれまで求めてきております。

そういうことを踏まえながら、また意見交換しながら、また参考までに西の谷小学校には中小企業の企業と一緒に遊具の寄贈をさせていただいたりしていますので、そういう民間との組合せも含めて、遊具の格差解消にも取り組ませていただきたいと考えております。ただ、今回の陳情には賛同しかねるとの立場を取らせていただきます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。渡邊委員。

○委員（渡邊惟大君） ありがとうございます。陳情についてこのようなケース、要望を上げていただくのは非常に大切であると思います。その上で、先ほども子供の意見を聞くことについては教育委員会としてもまだ手段があるということでしたので、子供たちがもし要望する場合には、子供たちの意見を聞き、子供たちにとっても意見表明をするのは貴重な機会だと思いますので、その要望を提案するプロセスについては児童生徒にしっかりと伝えていただきたいと思います。

しかしながら、今回の陳情では様々な優先事項等を検討していく必要があると思いますので、賛同しかねます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） 陳情第11号につきましては、陳述人の日頃の地域活動から子供たちの声を受けて今回こういった陳情を頂いたと思います。バスケットゴールを設置してほしいという子供の思いは大切にする必要があると思いますけれども、学校においてどのような遊具を設置するか、また、どのように子供たちの声を拾い上げていくかは、今の学校の中でも十分取り組まれていると思います。学校からは、要望は現状少数であると報告がありましたので、今後そういう要望があるのであれば、しっかり今のプロセスがありますので、学校、地域、保護者、子供たちと一緒に話を進めていただくのがよろしいかと思います。

陳情項目3は子供の意見表明権の話でございまして、第38条を根拠に施設整備を目的とした資金支援の仕組みなのですけれども、条例の条文の趣旨としては、子供の意見表明権を確立するところがあって、その先に財政支出を伴う取組は、恐らく否定はされないのですけれども、ここまで条文は求めていないと思いますので、少し陳情項目3は採択するのは厳しい、きついと思います。また、個別のきちんとしたプロセスがある中で、今回陳情として頂いたわけですけれども、現状のお話を頂く中で個別具体的な事例をこの陳情で通してしまうのはなかなか難しいと思いますので、陳述人の活動は応援させていただきたいと思いますが、陳情については不採択と判断させていただきたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員、お願いします。

○委員（盛田眞弓君） 子供の意見表明はとても大事だと思います。具体的には校庭にバスケットゴールの具体案が出ていますけれども、先ほど質疑の中でも言いましたが、ついている学

校のほうが多いです。そうなると、なぜ自分のところにはとなると思われますし、それから、体育館にはあるけれども外にはないので、地域の特性もあるかもしれません、バスケットゴールの陳情自体を子供の皆さん、それから保護者の皆さんから出ている意見として、別に反対というか、退けるものではないのではないかと。

個別の学校の状況や、つけられる範囲は、今後具体的に進めていただく必要があると思いますし、外でやることによって、バスケットゴールは結構公園にあっても音が気になる住民がいらっしゃるとすれば、近隣の住民と場所の精査をするとか、具体的に進めていくときに子供たちや保護者や、それから教員の皆さんと一緒に話をしていくこと自体は、自分たちの学校をよくしていこうと思われてのことありますので、陳情に反対をするものではありません。採択すべきだと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ、採決いたします。

お諮りいたします。陳情第11号・小学校の校庭にバスケゴールの設置を求める件についての陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（阿部 智君） 賛成少数、よって、陳情案第11号は不採択と決しました。

説明員の入替えを行います。御苦労さまでした。

〔教育委員会説明員入替え〕

陳情第6号審査

○委員長（阿部 智君） 次に、陳情第6号・千葉市内の統廃合予定・見込みの小学校跡地を対象としたトライアル・サウンディングの実施についての陳情を議題といたします。

なお、陳情第6号の提出者より意見陳述の申出が参っておりますので、委員会を休憩し、意見陳述を実施いたします。

審査の都合により暫時休憩といたします。

午後2時15分休憩

午後2時21分開議

○委員長（阿部 智君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

当局の参考説明をお願いいたします。委員の皆様は、サイドブックスのしおり6番、陳情第6号の参考説明資料をお開きください。

それでは、説明をお願いいたします。教育総務部長。

○教育総務部長 教育総務部でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

令和7年陳情第6号・千葉市内の統廃合予定・見込みの小学校跡地を対象としたトライアル・サウンディングの実施についてに關し参考説明を申し上げます。

まず、初めに、1、陳情の趣旨ですけれども、四角の中に書いております1から3の記載の

とおりでございます。

次に、2、これまでの学校適正配置の取組についてです。

まず、（1）取組の基本的な進め方ですけれども、第1段階として、学校規模に関する課題提起と意識の共有を図り、第2段階として子供の教育環境の改善に向けた意識が醸成された段階で教育委員会が学校適正配置案を作成します。

第3段階として、この案について地元代表協議会で協議、検討を行いまして、地域全体での合意形成を図った上で学校適正配置の要望書を取りまとめ、教育委員会へ提出いたします。第4段階として、教育委員会が要望書の内容を十分に考慮し、学校設置者として判断、決定し、具体的な取組を進めてまいります。

次に、（2）跡施設の利活用検討の基本的な進め方ですけれども、学校跡施設の利活用は、学校の適正配置とは直接的に整合しないことから、明確に区別して検討し、統合の決定により学校が跡施設となるのが決まり次第、速やかに統合に向けた準備と並行し、跡施設の利活用に係る取組を地域住民の理解を得ながら進めております。

次に、（3）統廃合の見込みがある小学校、全区対象の抽出についてですが、学校の適正配置を進める上では、統合の組合せや設置場所などにつきまして、保護者や地域住民で構成いたします地域代表協議会において合意形成を図っていきます。学校規模の適正化に向けた保護者や地域住民の意識が醸成され、地元代表協議会が設置される前の段階で、統廃合の見込みのある学校を抽出するのは困難であると考えております。

2ページ目をお願いいたします。

3、これまでの学校跡地に関する取組についてです。まず、（1）学校の統廃合及び跡地利活用の状況ですが、近年の統合校の改修スケジュールと統合校の現在の利活用につきましては、先ほど御覧いただきました別添資料の1にまとめております。

次に、（2）学校跡地利活用検討の進め方事例ですけれども、こちらには2つ挙げさせていただいておりますが、千城台南小学校と千城台西小学校の跡地につきましては、平成30年度から地元と協議を開始し、翌年度に千城台地区学校跡施設の活用素案を提示し、千城台地区学校跡施設利活用検討委員会との協議などを経て、令和3年度に千城台地区学校跡施設の活用方針を公表いたしました。次に、高洲第二中学校跡地につきましては、令和3年度に高洲・高浜地区地域運営委員会から旧高洲第二中学校跡施設の利用についての要望書が提出された後、地域運営委員会内に設置されました利活用検討委員会との協議などを経て、令和7年3月に利活用方針を公表いたしました。

次に、（3）跡地利活用検討に係る主な課題についてですが、①学校は排煙設備の設置が求められていないなど、建築基準法の制限の対象となっていない部分がありますことから、学校以外の用途で跡地利活用をする際には変更後の用途に適用される建築基準に適合させるため、多額の改修工事が必要となる場合があること、②用途地域によっては活用可能な用途が限られる場合があること、③学校は基本的に徒歩で通学するため、交通利便性が高くない場所に立地している場合があることの3点がございます。

最後に、4、開校中の学校におけるトライアル・サウンディングについてです。トライアル・サウンディングは、公共空間のさらなる魅力向上と活性化を目指し、効果的な利活用の方法を探るため、民間企業や地域の方々等の提案を募集し、一定期間実際に利用していただく制

度であります。本市にとりましては、活用の方向性が検討しやすくなるとともに、民間企業や地域の方々等にとっても事業性や活動の利便性を確認できる社会実験であります。本市におけるトライアル・サウンディングとしては、花見川千本桜緑地において今年度に実施された事例がございます。

3ページに行っていただきます。

また、開校中の学校を他の用途で一般市民が利用している主な事例といたしましては、小学校に併設されたいきいきセンターがございますが、安全確保のため利用者と児童の動線を分離しております。以上を踏まえますと、開講中の学校でトライアル・サウンディングを実施する場合には、民間企業等からの提案内容が先ほどの3点の課題に対応可能であるのに加え、トライアル・サウンディング中に児童生徒と完全に分離した動線の確保が必要となっております。

したがいまして、提案内容や各学校の状況によりまして、トライアル・サウンディングの実現可能性は異なり、提案がなく対象行も決まっていない段階におけるトライアル・サウンディングの実現可能性調査を実施するのは困難であると考えます。

参考説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部 智君） 御質疑がありましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 一点だけです。陳情項目の最初の文章にあるのですけれども、今も少し説明がありましたが、そもそも小規模校が現在は何校あるか、その全てが統廃合の見込みがある学校として抽出し、公表が可能かどうか、抽出はできるけれども公表に問題があるなど、抽出 자체がそもそもできないのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（阿部 智君） 企画課長。

○企画課長 企画課でございます。

現在のところ、小規模の小学校は107校中36校ございますので、それを全て抽出はやはり無理があると考えております。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員。

○委員（吉川英二君） 分かりました。先ほど説明があったのは、そもそも抽出も厳しいし、仮にできたとしても地域住民がいろいろ不安になると理解しました。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） ほかに御質疑等がなければ質疑を終了いたしまして、次に、本議案に対する賛否表明等、御発言がございましたらお願ひいたします。吉川委員。

○委員（吉川英二君） 意見でございます。廃校跡地の活用を検討するに当たりまして、いわゆるトライアル・サウンディングの実施自体は有効であると会派としても考えております。実際、本市でも実績があるようにトライアル・サウンディングを否定するものではないのですけれども、今質問もしましたけれども、統廃合の見込みがある小学校を抽出して公表すること自体が難しいのであれば、この陳情自体の趣旨は理解するのですけれども、採択自体は厳しいと考えます。

以上を踏まえまして、陳情第6号には賛同しかねます。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ほかにございませんか。麻生委員。

○委員（麻生紀雄君） 私も千城台地区の統廃合を、9年間ぐらい傍聴もしてきましたし、そのときの流れからすると、その当時5校を3校にするや2校にするなどいろいろな議論がございました。最終的にどこが統廃合されるかは最後の最後まで決まらなかつたのと、決まるときの条件として、やはり跡地利用も当然要望としては出てきておりました。その後、こういった議論がされて跡利用が出てくる中で、統廃合の見込みがあるところを先に抽出するのは難しいのと、そこを事前にサウンディング調査をするのは正直地元の声としてはなかなか厳しいではと思っております。

ですから、事前という意味では、この陳情に対しては賛同しかねますけれども、最終的に跡利用が全く決まらなくなってきた中では、サウンディングは一つの候補にもなってくるのではないかと感じております。ですから、今回は賛同しかねる立場を取らせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 伊藤委員。

○委員（伊藤隆広君） ほかの委員からもございましたが、トライアル・サウンディングそのものの有用性は理解します。特に、純粹に公共施設の跡地利用であれば検討にはのってくると思うのですが、学校施設の跡地利用の特性と、やはりそれ以前の統廃合を含めの学校の適正配置、そういう議論があつてからの次の議論が本市の考え方でありますし、そのとおりにすべきと思います。実際に、過去千葉市でやってきた方法も、しっかり保護者と地域住民とで協議を重ねた中でどうするのか、統廃合するのか、しないのか、そういう合意形成を非常に慎重に丁寧に進めてきた過去のこれまでの取組もございますので、これまで本市が築いてきたそういうプロセスをあえて飛び越えてやるのについては、なかなか難しいと思います。

ほかの委員からもありましたけれども、地域の協議が大事な中で、この学校が統廃合見込みですと、小規模校は公表されているので、そのような資料を見れば推測や推定ではできるのですが、具体的に議論に入っていくのはなかなか地域からすると厳しいところがございますので、この陳情には賛同いたしかねます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員、お願いします。

○委員（渡邊惟大君） 地元の声を聴いた上で跡地利用することについて、今までの本市のプロセスをやはり尊重すべきと思っております。開校中の学校におけるトライアル・サウンディングは、やはり動線など生徒の安全確保を考えると難しいと思っておりますので、引き続き跡地利用について地元の住民の声を聴きながら、今までのプロセス、統廃合における住民説明のプロセスなどを大切にしていただきたいと思っていますので、住民の声を聴く部分では賛同はできるのですけれども、この陳情については賛同しかねます。

○委員長（阿部 智君） 最後、盛田委員、何かございますか。

○委員（盛田眞弓君） 統廃合という問題が前提として空き施設と、小学校跡地を対象としたとあります。統合予定や見込みといった場合に、花見川区も団地を中心としてこの間ずっと統合し、小学校も中学校も幾つもなくなりました。その都度、地元代表協議会が幾つも重ねて審議してきた経過を見ています。子供たちの人数が少なくなつて統合するのが本来いいのかどうかと私は少し思っています。先生の数も足りない、それから施設も本来であれば少人数で教育

が受けられるような、学級数も関係してくるので難しい問題ではありますけれども、統廃合の見込みといった場合に、地元から受ける感情は複雑だと思います。

跡施設の活用といった場合にはいろいろ経済的に、また集客、今後の地域などもあると思うのですけれども、今の時点では見込みがあると、今後統廃合の小学校と言わされたところは本当に地域の拠点なので、子供を中心として地域のコミュニティーを支えていく意欲が下がってきてしまう場合がありますので、非常に慎重に丁寧にと、先ほど伊藤委員からありましたけれども、とてもナイーブな問題だと思います。

ですので、トライアル・サウンディングが跡施設に対しての検討の仕方として全面的に出ていくのは少し違和感があるのと、そういう意味では丁寧に慎重に地元の意見を聞いて、子供たちが関わる施設であるのを考えると、今回この陳情については賛成いたしかねます。

○委員長（阿部 智君） ほかに御発言がなければ採決いたします。

お諮りいたします。陳情第6号・千葉市内の統廃合予定・見込みの小学校跡地を対象としたトライアル・サウンディングの実施についての陳情を採択送付することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（阿部 智君） 賛成なし、よって、陳情第6号は不採択と決しました。

それでは、以上で案件審査を終わります。

説明員の方は御退室願います。御苦労さまでした。

〔説明員退室〕

年間調査テーマ報告書の中間とりまとめについて

○委員長（阿部 智君） 最後に、本委員会の年間調査テーマとなります、外国人と共生社会を構築していく上での教育・子育て分野の課題と対策について中間取りまとめを行います。

千葉市の取組や県外視察、市内視察を踏まえて、委員の皆様から御意見等を頂きまして中間取りまとめをさせていただきたいと思います。

それでは、調査を通じましての御意見、御感想、所感など、何でも結構ですので御発言願います。今日しっかりと頂きたいと思いますが、そのあと追加がありましたら、委員長にまた追加で頂いても結構でございます。まず、今日のこの段階で御意見がございましたらお願ひしたいと思います。まず、伊藤委員、お願ひします。

○委員（伊藤隆広君） 今期の教育未来委員会は、非常に重要なテーマとしていただいて、視察もさせていただきましたけれども、現場も見せていただいて、より問題の重要性を認識しました。今後については、委員長、副委員長にお任せするのですけれども、せっかくここまで皆さんでやってきましたし、教育委員会から、例えばプレクラス実施については前向きな考えがある中で、財源について厳しそうなところもあるかと思います。委員会としてこういった部分を後押しできるような何か提言書なり何なりを出すなど、財源については国がしっかりと本来は面倒を見るべきところを市で工面しながらですので、国の制度に対しての委員会としての意見書なども面白いと思いますので、今後は協議いただければと思います。

○委員長（阿部 智君） ほかにございましたらお願ひいたします。麻生委員、お願ひいたします。

○委員（麻生紀雄君） これまでの期間、他市も含めて、本市も含めて、私たちが知らない部分もかなり学ばせていただきました。それぞれの都市で取り組み方が違うので、それは企業が参入しているなど諸事情がある中で、千葉市としてどこまでできるのか、この辺は委員長の思いもいろいろ知りたい部分です。どこまで取り組むか、今、伊藤委員からありました、国に求めていくことなのか、そういったところも含めてまだ協議はしていったほうが、まだ見てきただけですので、このあとはどうなのがまだ少し見てこない部分がございます。そういったところを残りの期間で意見交換できたらいいと思いました。

また、直近でいうと、市内視察をしたときに我々の環境、若葉区とは全く違う環境なので、例えば、あの学校があんなに小さくて何で統廃合しないのかと思います。みんな通学距離が5分と言われたので、我々若葉区は40分ぐらいかけて通っているのに、あの規模になってなぜ統廃合しないかなど、いろいろな要素も逆に見えてきてしまっています。とは言いつつも、こういった外国人が多い地域をどう市として対応していくかは、もしかしたら答えが出てくるような気もするので、今回はせっかくのいい機会なので、それを市だけではなく国に求めるのもいいと感じた次第でございます。

以上でございます。

○委員長（阿部 智君） 盛田委員、お願いします。

○委員（盛田眞弓君） テーマが外国人と共生社会を構築していく上での教育・子育て分野の課題と対策で、他の自治体の様子なども見せていただきました。それぞれ特質があって、特徴的なものを見てくことができたと思っています。直近で行われた市内の視察においても、直接先生方のお話を聞くのと、それから保育施設は多分ほかのところは見られなかったので、保育施設での共生の在り方などを随分と工夫されてやっておられるのを見せていただきました。

視察はしていろいろ見てきたけれども、議員間の交流については、やはりもう少し必要ではないかと思っています。それを千葉市にどう生かしていくかが今後必要になると思うので、ある程度まとまった段階で市に対して、それから国に対して、やはり必要だとなればそちらへの意見となると思うのですが、自分でまだ消化できていない、それぞれ意見の交換をするのが一つ必要かと思っているので、委員長と副委員長にはそのような場を設けていただきたいです。

以上です。

○委員長（阿部 智君） 吉川委員、お願いします。

○委員（吉川英二君） 最終的には委員長と副委員長にお任せするのですけれども、私の個人的な意見としては、正直、緑区においては、このような要望や相談は、実は私はまだ1件も受けていません。その中で、やはり他市の状況などを見たり、美浜区の状況などを見たり、逆に今後緑区でもあろうことを想定して勉強させていただいたので、それはありがたいと思っています。市の違いもそうでしょうし、千葉の6区の中でもやはりそのような差がある中で、千葉市として一つの提言は、結構難しいといえば難しいと思っているのですけれども、でも、本当に重要なことですから、先手というか、提言を進めていただければ、委員長、副委員長にお任せしますけれども、大変勉強になっています。ありがとうございます。

○委員長（阿部 智君） 渡邊委員、何かございましたらお願いします。

○委員（渡邊惟大君） 私も愛知県の視察にも伺って、あと先日オンラインで市内の視察も見

せていただきて、市内の実態と、他市と比較すると、それぞれの自治体において様々工夫されて対応されているのは改めて分かりました。やはり他の委員からもあったように、国で検討していく課題もあるとは思いますし、私も今回の視察を受けていろいろ調べていますので、また、盛田委員から指摘があったように、意見交換等があればありがたいと思います。

以上です。

○委員長（阿部 智君） それでは、岡崎副委員長、御意見をお願いいたします。

○副委員長（岡崎純子君） ありがとうございます。私も先ほど伊藤委員がおっしゃっていた、この委員会で意見書を国会に出すのは非常に有効ではないかと思いまして、我々があちこち視察させていただいた中での、外国人のお子さんや家族ごと地域にどう溶け込ませていくかは、御存じのように、本市の中では美浜区が圧倒的で、次に中央区が進んできていますし、緑区などではまだそういった実感が薄い点があります。委員会として意見書を出すにせよ、もう一押し少し勉強する場があればなおいいと思います。やることはこのメンバーのうちにやり切りたいと思った次第です。

以上です。

○委員長（阿部 智君） ありがとうございました。皆様、御協力ありがとうございます。

いろいろ御意見を頂きましたが、まずは、せっかくこれだけお勉強されて、いろいろなもの市内外で見てきたわけでございますから、何かこの中でまとめたいとの意見は皆様から頂きましたので、それは正副委員長で何かひな形を皆様にお見せできたらと思っています。

皆様の中でありましたが、今回は今までやってきた中での意見を頂いたまででございます。盛田委員からもほかの方からもありましたけれども、議員間で、今意見だけ出してもらいましたから、私、正副で何か具体的なものを出して、それを委員の皆様で討議するプロセスをあと1回ぐらい、皆様に御協力いただきたいと思っていますので、それはまた皆様に御相談させていただきたいと思います。

この外国人問題は、各会派や政党だけでやっているわけではなくて、常任委員会でいろいろな意見がある中で一つの意見を出していくのが非常に私は重要だと思っています。意見はそれぞれ違いがありますけれども、それは置いておいて、それでも皆様が一つにできることをしっかりと挙げていく、これを市に上げるのか国に上げていくかもいろいろと私、正副委員長に御一任していただけたらと思っております。ですので、今日皆様から御意見等を頂きまして、正副委員長で取りまとめさせていただきまして、もう一度、二度、御協議いただきたいと思っております。

それでは、以上で年間調査テーマの中間取りまとめを終了いたします。皆様から頂いた御意見は報告書にまとめていきたいと思いますので、御協力お願ひいたします。

それでは、これをもちまして、教育未来委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後2時49分散会